琉球大学学術リポジトリ

講義ノート：Ireland ［Bown.Englishe Koronization in Irland］

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2018-04-16
	キーワード (Ja): 矢内原忠雄
	キーワード (En): Yanaihara Tadao
	作成者: 矢内原, 忠雄
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38511

矢内原忠雄文庫

史料名	Ireland 1926 秋 講義[Bown.Englishe Koronization in Irland]
封筒番号	527
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 24 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 527

史料名	Ireland 1926 秋 講義[Bown.Englishe Koronization in Irland]
資料形態	ノート
枚　数	74
頁　数	74
縦（cm）	21
横（cm）	16.5
厚さ(cm)	
書誌的事項	講義ノート 記述は全頁にわたる 表紙がとれている 「Koronization」と書いてあるが、Coronizationの誤りであろう 今泉分類記号： Y

Ireland

1926 秋
譜載

矢内原

MS

MARUZEN

1/10

Bonn. Englische Kolonisation in Irland.

Joyce, P.W. Social History of Ancient Ireland.

Paul Dubois. Contemporary Ireland.

Sir John Davies. Discovery of the True Causes why Ireland was never Entirely Subdued.

Butler, William F.T. Confiscation in Irish History. 1917.

Lecky, History of Ireland in the Eighteenth Century.

Murray, A.E. Revolutionary Ireland & its Settlement.

— " — , History of Commercial ~~Relations~~ and Financial Relations between England and Ireland. London. 1907.

Mill, J.S. Irish Land Question.

O'Brien, George. The Economic History of Ireland from the Union to the Famine. London. 1921.

— " — . The Econ. Hist. of Ireland in the 18th Century. 1918

— " — . " " " " " 17th ". 1919.

D.A. Chart: Econ. Hist. of Ireland. 1920.

Lavelle, Patrick. The Irish Landlord since the Revolution 1870.

Ireland

I. はしがき。 —— Irish Impressions

地理 — 人口 — Constitution.

Irish Question の重要.

経済的. 文化的. 政治的。 教育.

~~Marx~~ Malthus. Marx. (Kautsky)

II. Before Anglo-Norman Invasion.

Gaelic Civilization.

political — clan system.

economic — land system

cultural — ~~rel~~ religion and culture.

III. English Invasion

Henry II — Elizabeth — Cromwell — Union (1800)

Confiscation + plantation.

Commercial codes.

penal codes.

IV 19th Century.

Catholic Emancipation.

Home Rule Agitation.

Famine. — Emigration.

Secret Societies (Agrarian & political)

Land Reform.

Social — education.

V. 20th Century.

Economic — Land Reform

Co-operative Movement

political — Home Rule.

Ulster.

Rebellion of 1916. — Ulster.

Irish Labour Party.

Gaelic Revival

foreign Influence (*. ※)

~~Final~~

VI. Final Settlement of Irish Question.

future of Ireland.

(Parker. P. 8.10)

地理、

面積　32.531 sqm.　　人口 (1911 Census) 4,390,219 人

内 27,000 〃 Free State ―― 3,139,688

内 5,531 〃 N. Ireland ―― 1,250,531

比較　~~英~~ Great Britain + N. Ireland --- 94,633 sqm.

日本 --- 台湾 13.944 sqm

九州 13.253 〃

四国 7.083

34.280

交通

Holyhead — Kingstown (64 m.) 2 3/4 時.

〃 — Dublin 3 1/2 〃

Stranraer — Larne (39 m). 2 1/2 時

Glasgow — Belfast. (129 m). 7 時.

行政区劃.

Free State --- Leinster, Munster, Connaught, Ulster の 3 counties.

N. Ireland -- Ulster の 6 counties.

Constitution.

Note: Statesman's Year Book.

人口趨勢

Note. (Encycl. Brit.)

植民史

英国植民史

アイルランド

第一章

序言。

アイルランドは面積 32.531 sq m. (Great Britain の三分一よりは大であり) わゞ台湾 ~~樺太~~ 四国を加へたるものより少しく狹い。Scotland 南部の Stranraer 港より Belfast 北方の Larne 港へ 39 m. 北 Wales の Holyhead 港より Dublin 南方の Kingstown 港へ 64 m. いづれも海上 3 時間以内の航海である。London より Holyhead 経由 Dublin に至るも約 9 時間の近距離にある。この距離の近きことは Ireland の政治的発展に甚し他の英国植民地に比して次の如き特徴あらしめた。

1、英国に於ける政治的動揺に直接に影響 ~~を直接に受けたること~~ せし英国軍隊の侵入を屢々受けたること。

例. Cromwell.

2、1800年以来英国議会に ~~代議~~ の選挙区とせられ政治的合一が実施せられたること。

3、自治的状態の ~~寛容~~ 承認は容易に與へられず、1916年の叛乱及び之につづく血腥き争闘の後始めて許容せられたること。

かくの如くIrelandに対して英国議会による直接統治政策の固執せられたる理由は

a、Irelandに於て土地其他経済的利益を所有する経済的支配階級は英国内に居住せるもの多かりしこと。

b、英国の国防的不安に基く軍事的上の理由。之なり。

この二つは共に英国Ireland間の距離の近きことに基く。

かくの如く短距離でありながらしかもScotlandのごとくEnglandと不可分の一団体国体に合一することなく、目的を貫徹するまで自治運動を廃せざりしは、人種的及び宗教的理由もあるならんが、主としては英人のIrelandに対する経済的搾取~~に反抗~~がIreland人の民族的意識を反抗的に強固に自覚せしめたるによるものと思う。

Holyheadより海峡を渡ってDublinに私が足を入れたのは1921年の夏、英国政府とSinn Feinersとの休戦協約成立後数日のことであった。停車場で下りて私はあらかじめBaedekerで見て置いたhotelを言って馬車に乗った。馭者は唯々として馬を駆った。目的のhotelの前に止まったのを見ると、窓も戸も閉ざられて居る。訝かる私に対して馭者はこいつがそのhotelだという。折柄通行人が~~私に対して~~このhotelは二三年来営業を休止して居るのだと注意してくれた。

私は運転手の不親切を詰った。彼曰く、でも何か用があるのかと思ったと。私はマンマと馬車賃を一杯喰はされたのである。勿論一人の cabman をもって Dublin の cabman すべて、況して Ireland 人すべてを推すことは出来ないが、Ireland 人の悪き癖の悪き見にあったことは私に深い印象をよへた。私のとった宿は Stephen's Green のすぐ側であった。之は Dublin の公園で London の Hyde Park に相当するものだらうがこれに群がる子供等のみすぼらしい服装、しかしてその大部分は跣足である。こんなみすぼらしい子供の群は英国のいづこにも見ることは出来ない。更に市街を一巡すれば Dublin Castle の城塞は砂嚢を積まれ銃眼をつくって武装した兵士が歩哨に立って居る。Custom House の建物は ~~兵火にあ~~ 焼かれたまゝ Ghost のごとく立って居る。一歩裏通りに入れば Ireland の三色旗と アメリカ合衆国の星條旗とが街路に張りまわされ 飲酒談話せる男女が家々の戸口に立って雑踏にひまを過ごして居る。至る所騒然である。私は眼をもって Ireland 内乱を見たることを感じた。Ireland 人は ~~何時も~~ 欺瞞的であり陰謀的であり貪欲であり怠惰であると（少くとも）評せられる。之は彼等の天性によるのか、過失によるのか、それとも境遇が然らしめたのであるか。何故 Union Jack のひるがへる Dublin Castle は武装兵士と砂嚢とを以て

十七世紀に於てIreland人のなほ勤勉なりしは次の事情によるべし。

1. tenants were secured in their holdings by tenant-right.

2. there were no penal laws to sap the industrious spirit of the Catholics.

十八世紀に入りては之等の~~[illegible]~~不利なる事情の発生し、あれにIrishは勤労をdiscourageせられ lazy & idle となれり。Potatoesの輸入も亦此のCharacterの変化に影響したるならん。(O'Brien. P.14).

なほ出、Ireland人の男女が互に酔ひからって醜態を演じる街頭にはIreland三色旗と交叉してもアメリカ合衆国の国旗がひるがへって居た。

17世紀に於ては尚Ireland人の怠惰に対する抵抗の声をきかず。すべての文献は反対にその勤勉を証拠立て、伝ふるところ。(George O'Brien: The Economic History of Ireland in the Seventeenth Century. P.14)

Authorities:

Sir John Davies: "Discoveries" of the causes why Ireland was never conquered." P.667-710.

Gookein: The Great Case of Transplantation Discussed, 1655.

Campionの記事。— "Tel est le caractère des Irlandais: ils sont religieux, sincères, très-portés à l'amour et à la colère, compatissants et pleins d'énergie dans le malheur, vaniteux à l'excès et superstitieux, excellents cavaliers, passionés pour la guerre, charitables et hospitaliers au delà de toute expression.--- Ils ont l'esprit d'une finesse extrême, se montrent très-désireux de s'instruire, apprennent tout ce qu'ils veulent bien étudier; ils sont constants dans leurs travaux, aventureux, intraitables,

constants

Chart, D.A. An Economic History of Ireland. P.13-14.

此一七八六年人口増加しない原因.

(1) political condition, 戦争

(2) creation of leaseholds after the abolition of the 40 s. franchise (1793-1829)

(3) productiveness & easy cultivation of potatoes

(4) high prices during the war with France.

dévorés sans mesure, etc..." — Campion, P.20. Ancient Irish Historics. (Gustave de Beaumont, L'Irlande. Tome I. P.19-20)

~~Ireland人の困窮性の~~ 急情であるとか 陰謀的であるとか 称せらる、Ireland人の 所謂困窮性なるものは 先天的固有の性質によるにあらず 英人侵入の結果によりて生じたる 一種の所産たることは、今日 学者の研究によりて 一般に認めらるゝに至れる 事である。Ireland人の貧困も、Ireland人の ~~政治~~ 秘密結社も、英人植民の ~~影響~~ 結果たること、たとい全部とはなしするも、尚大部分たるものである。

又 Ireland人口の趨勢を見るに、

1672年	1,320,000	Sir William Petty.
1754.	2.372.634	Hearth-money collector
1767	2.544.276	〃
1777	2.690,556	〃
1785	2.845,932	〃
1791	4.206,612	→ O'Brien, 18 a c. P.10. 〃
1821	6,801,827	first census taken.
1831	7.767.401	Census
1841	8,196,597	〃
1851	6.574.279	〃

1861 記述は. Patrick Lavelle; The Irish Landlords since the Revolution. 1870. P.339. 1.7.30

移住者に女子多きこと、
〃 は比較的老なること。
年々多数の移住者が出来たること。
} Ireland に残れる人口の自然の動かを妨ぐる事由なり。

1861	5.798.564	Census.
1891	4.704.750	〃
1901	4.458.775	〃
1911	4.390.219	last Census Taken.
	内訳 Irish Free State 〃	3.139.688
	内訳 N. Ireland 〃	1.250.531.
最近見積	4.442.000	
	内訳 Irish Free State (June 30. 1925)	3.163.000
	内訳 N. Ireland (June 30. 1924)	1.279.000

(Statesman's Year Book.)

かくの如き急激なる人口増減の curve は Ireland 人の出生率乃至は死亡率の急激なる変化、もしくは Ireland の土地生産力の急激なる変化があれる為めにあらず、むしろ年々の夥しき人口の国外流出の結果である。その大部分は U.S.A に渡った。

1847—1852 移住 1.200,000 人

1851—1905 〃 4.028,589 人 { 男 2.092,154 / 女 1.936,435

この移民は 1846 年の Famine の結果なりと称せらる。potato blight なる自然的不幸なる出来事に Ireland 人口減少の全責任を帰せらるるものであらうか。一度の potato ~~blight~~ 不作がかくの如き打撃を与へたるは Ireland の特殊なる経済組織のため。さなくとも Ireland 人口を国外に押し出すべき圧力を蓄積して居たからである。かくの如き状態は英人地代の結果生ぜしめられて居た。

~~Ireland~~ 移民~~の大部分~~は夥しく流出したが Ireland

＊「London Nation 誌が "All Ireland stands between England & America, because all England stands between Ireland ~~and~~ and the sun." といへるとき Irishmen は Ireland の Cause の強弱せられたるを知る」— Francis Hackett, Ireland. 1920. P. VIII—IX。

Ireland has the same constitutional status "in the Community of nations known as the British Empire" as the Self-Governing Dominions, and is to be called the Irish Free State.
(Irish Free State Act. 1922)

Ireland は 1919年一月に Republic ヲ宣言シ、
1920年 British Parliament ニ "Southern Ireland" 及 "Northern Ireland" ニ Separate Parliament ヲ開ク法律ヲ通過ス
~~Southern~~ Northern Ireland ニ之ヲ accept シ 1921年之月ニ十四日 Northern Parliament ニ開会セリ。
Southern Ireland ニ之ヲ accept セズ 反抗ヲツヅケタガ
1921年 December ニ Treaty ヲ結ビ、~~[illegible]~~ Irish Free State Act ガ制定セラル。

人口を枯渇せしむるに至らず、Ireland 人口は貧困に苦しんだが 繁殖するに至らず、Ireland 人口の減ずる度 Ireland 富強を減ずした。Ireland の歴史は 連合政府と之に対する反抗、英人の側よりいへば 搾取と搾取国家の行き詰りとである。而して Ireland 人の反抗に資金と指導者とを供給したるは 米国に移住せる 彼等の同胞であった。彼等の[illegible]

Ireland は独立の共和国を宣言した。英国は武力に訴へた。彼等の[illegible]
Dublin Castle は砲撃と焼夷弾とにより焼ラレ、市民は[illegible]と星海[illegible]ト化シ去ったのであった。＊

弾に対するに弾、放火に対するに放火、虐殺に対するに虐殺。この[illegible]の死に終結せる争闘の後 1921年 December に英国アイルランド[illegible]年[illegible]条約ガ[illegible]セラレタニヨリテ Irish Free State は成立した。

Ireland 問題はこゝに終末を告げた。英国の政治的支配は終った。この時代的[経済的]搾取もしくは搾取の可能性は終った。従って ~~之に対する~~ Ireland の反抗、之に基く両者の争闘の歴史は終った。(Ireland は其の民族的自主の地位を獲得した。)
Ireland 人が久しく之を待ち望んだのは言ふ迄もない。England の自由主義者も Gladstone 以来之を待ち望んだ。~~[illegible]~~ 圧迫搾取に反抗する気を常の人道主義者もせめては待ちのぞんだ。社会主義者も亦之を待ち望んだ。

"各国の社会主義者はアイルランドがその抑圧者に対する闘争を世界に ~~[illegible]~~ 同情をもって見てゐた。Marx 及 Engels は独逸及イタリーの国民的統一となるんで

文化運動
平和

Polen, Ungarn 及 Irland の民族的独立を主張した。
1882年二月15日付をもつて Engels が Polen 問題につき
宗(Kautsky)にかき送した手紙中に次の文句がある。
「私は考へる、ヨーロッパに於て二つの民族は
international となるに先だつて先づ national となる
権利を有するのみならず実にその義務を有する、
Länder と Polen と即ち之れである」と。------
民族的抑圧せらるゝ~~地方~~国では階級対抗は
極めて容易に民族的対抗をとつて現はれ隠まされる。
アイルランドの労働者がその階級的地位を自覚
に迄成し土地的社会主義に接近するに至るは、
所有者階級の抵抗を以て彼等に対立する政府が
もはや英人の政府たらずして同民族の政
府たるに及びて始めて可能となる。そのとき始めて
英国労働者に対する彼等の不信は消え、Solidarität
の感情が深く根ざし得るであらう。" (Kautsky,
Irland. SS.25. 27-28)

Ireland 問題は終末を告げた。或はむしろ完結したと
いつた方がいい。1169年 Strongbow の侵入以来久しき
~~英国植民~~に亘る圧迫及反抗の交錯に基く植民地
的関係の発展の歴史とその背後に潜して。而して
圧迫の排除による植民地的隷属の終了、民族的独立の

*何故にIrelandは政治的自治を欲して止まざりしか。Irelandは1800年以来英国議会の選挙区となられ政治的統一が実施せられしにかゝわらずIreland人はその状態に満足することなくHome Rulesを要求して止まなかった。世界大戦を挿入として1916年の叛乱及独立に対する血腥い戦闘の後遂にDominionの状態を獲得し得たのである。

IrelandとEnglandとの政治的関係の歴史はScotlandやWalesのそれに比して尚古き(往き)なり。

Wales. Edward I が 1283年: 〃 征服を完了

Scotland Edward I が 1292年: 〃 征服に着手.

しかるにScotland及Walesのみ(のみ)Englandと不可分の一政治団体に属することなく自治を獲得する迄その自治組織を変せざりし理由は何か。海を隔てゝいたのが ~~この点の~~ 主なる理由となるものではあるまい。英国皇族の数次の侵入が強調され得ることより見るも知うる如くなり。Ireland人とEngland人とは人種を異にするといわるゝ。しかしScotland人もIreland人と同じくCelt種にして英人とは別種に属す。又アメリカ植民地は英人と同種に属するにかゝわらず独立としたのである。故に以種的差異民族的差異がIrelandの政治的発展を決定的要素と見ることを得ない。その決定的事情は抵抗なり。英国のIrelandに対する政治的抵抗~~なり~~政治的抵抗を完からしむるためにかゝる政治的経済的社会的圧迫により、海洋も人種も社会類の子孫の統合も決定的要素にまさる圧迫抵抗がそれである。

(之は地理的)

(つゞく)

しかるにIrelandはアメリカ合衆国のごとく完全なる政治的独立国とならなかった。Irelandにこの完全なる独立を要求せる一派なりしてその leader なるde Valeraの如き今尚数人の可成に多くのRepublican Partyの独立の要求は英国政府によって悉くして退けられ ~~[illegible]~~ 種々なる譲歩の後遂にde Valeraの弟子となりFree State状態の実現となったのであるが、かく英国がIrelandに対し今一歩を進めざりしは その理由この一点にあるべし。Irelandにおける地理的位置は英国の防衛上の不安に基く軍事上の理由。

(英国内に存在せるものあるも英国の国防の不安に基く軍事上の理由。)

この二つはアメリカも英国Irelandの独立に同情する也。

抵抗を見るの故に両立を完結とはいわるのである。私共はこゝに一の完成せる地理的歴史を見るのである。地理的国体の発展及その発展についての一典型を持つのである。(地理的)(歴史的)Ireland問題は実現せり。しかしながら他の"Irelands"は(地理的)(歴史的)(この歴史性と長所は排除せられ)(長所)(ここでも典型的に)(見られる。)

(一般的)

(地理的)(存在)

地理的存在する。Ireland問題の研究を研究する学問的~~[illegible]~~的興味はこゝにある。而してIrelandが独立を獲得し作ったアメリカ合衆国のめくらになる。今一歩を進められたらScotlandのめくらなるべきはIreland問題の特殊性がある。*

~~続いてIreland型地理的~~ Ireland問題は実現せられたるIreland型地理的は存在する。こゝにIreland問題研究の実際的興味がある。~~[illegible]~~ 台湾は朝鮮を控えるわれわれ日本人にとりては特に重要である。世人為る朝鮮問題をIreland問題に比するは故なしとしない。

Irelandと朝鮮との類似。

(1) 地理的位置古きこと。

(2) 古代には本国よりも文化及学問に於て先進もせりしこと。

(3) 屡々本国軍隊の侵入を被りしこと。

(4) 人種的関係は本国に類似しかも同一ならざること。

Ireland .. Celts ... 白人種にはAnglo-Saxonと異る

朝鮮 ..... 黄色人種には日本人と異る。

しかるにIrelandは一般的Dominions (Anglo-Saxons) 文化的優越 (有色人種) と異る。

(5) 本国との距離近きこと。
経済上、
軍事上、

(6) ~~[illegible]~~ 圧迫抵抗についてはあり ??

Barker:
Schultze.
O'Brien.

Gaelic の特徴。
Gaelic Civilization. (Figgis)
Crash of the Civilizations
1. political --- clans system 対 feudal system.
State Conceptions.

3. economic --- land system.
Communal 対 private property.
Serfdom. (Chart. P.13-14)

2. religious ... State Church.
Catholics 対 State Church

English Interest in Ireland.
alien method of administration → Parliament.
(Barker: A-E)
alien landlords & alien settlers holding
alien conception of property.
alien conception of Church.
penal codes. - Kilkenny. Presbyterians (Lawless P.277)
commercial codes.
Parliamentary union.

What History Did, History can undo.
Only Historical Memories are difficult to be forgotten. (Barker 8-10)
以上。

清水先生の教授

第二章

Gaelic Civilization versus English Civilization.
二文明の衝突。

Gaels の起源

Milesians: — a Scythian race from ~~the~~ east.
(中央アジア地方?)。その祖先 Gadelius, この子孫が「約束の島」(where no venomous reptile could live") を西方・日の沈む方向に求めて Ireland に到達せりと信ずる。紀元前1427 B.C (White. Irish Free State. P.13)
紀元前1400 B.C (Sullivan. Story of Ireland. P. 14)

Gadelius or Gadhele → Gadheles
or Gaels. 十一世紀かとより

~~Milesians の起源~~

Milesians の Ruler Milesius は死んだが、その妻 Queen Mother Scota が八人の息子を率いて上陸し先住民族を征服せり。

先住民族 ... Firbolgs (Greek のような人種) ... pastoral race
Tuatha de Danaans (ancient Celts or Belgae と称する) ---
--- 高等民族 race.

Milesians --- soldiers。上の二者を征服す。

その征服者達は Danaans 族の 3 brothers なる 3 princes の wives (この三人は三姉妹なり) なる Eire, Banba (or Banva), Fiola (or Fodhla) は自己名。

Eire — Eirinn — Ireland. (Iren = Irländer Irish)

Sullivan, A.M.: The Story of Ireland. 1867.
White, A.C. The Irish Free State

Pale = Einpfählung

Milesiansの一派は Picts族を征服して今のScotlandの基礎を置きたり。

Gaelic Civilization.

Pagan時代。——当時、北欧西欧諸国に比して文明的であつたり。

(一) Triennial Parliament of Tara. (Sullivan P. 21).

西紀前第一4年の頃 Erinn (Ireland) の Ard Ri (Oberkönig) たりし Ollav Fiola (literally, lawgiver of Ireland) が開めたるものにして record に残れる最古の Parliament なりと謂へうる。

之に集められしは

(1) subordinate royal princes or chieftains.
(2) Ollaves, bards, judges, scholars, historians
(3) Military commanders.

此の会合は~~は~~ 政治的たると~~ともに~~ と共に 詩歌学芸的会合の性質を帯びたり。

(二) Brehon laws.

Ard-Ri Cormac一世の時(紀元後三世紀) ~~the~~ Chief Brehon (Judges) に命じて編纂せしめたる法律。之は多分 Christianity の侵入に伴い之れに反して社会の法律を改定せんとせり。この古典は12世紀英人の侵入迄行はれ、English Pale 以外にては其の後数世紀に亘り (native Irish regal authority の消滅いたる迄) 行はれたり。

1886年に 英王国政府の Brehon Laws Commission 委員 第14 [illegible]

"Of course only portions of the original manuscripts are now in existence, but even these portions attest the marvellous wisdom and the profound justness of the ancient Milesian Code, and give us a high opinion of Irish jurisprudence two thousands years ago!" (Sullivan, P. 355).

Christianity 入る。

Ireland に初めて Christianity の入りしは 紀元三世紀の頃なりしと いはれるが、St. Patrick が 432 A.D. Ireland に出入国して付近につとめたる結果 全 Ireland が之に改宗し、その 以後 教世紀は Ireland は西欧諸国に於けるキリスト教及学問 (ラテン及ギリシヤの) 上の ~~[illegible]~~ 中心であった。Ireland の宣教師は 欧州各地に出で行き、又 Gaul より Britain より Germany より 学徒は Ireland に来りて勉学した。六世紀乃至八世紀の頃の Ireland は "Insula Sanctorum et Doctorum" (the Island of Saints and Scholars) と称せられた。「彼等は England の異教の布教者であり、England の蛮族の詩人に文字を教へた。」(Figgis, D. The Historic Case for Irish Independence. P. 5)。(又 Ireland は) 1416年の Constance 会議に於て Rome, Byzantium, 及 Spain に若に

four original constituent States of Europe の一に数へられたのである。

Ireland の文化は八世紀 (ca 790 A.D) 末 Danes の侵入により(しかるに)退歩せしめられた。Danes は、その後三世紀の間 Ireland ~~を流れ~~に止まって居た。England に入りし Danes は native race と絶縁的に近く従って同化したりしが、Ireland にては その同化作用 十分に行はれず 従って彼等の地位は Ireland 文化に対し 敵対的であった。Ireland 人は High King Brian Boru の下に Danes 人と戦い 1014 A.D Clontarf の戦に於て 之を撃破したが、Irish Chieftains の内訌は 更に Anglo-Normans の Ireland 侵入を招くに至った。即ち Leinster 王 Dermot Mc Murrough は Ard Righ (Ard-ri) Roderick O'Connor (all Ireland の最後の王) と争いたる結果 England に逃れて ~~Henry II~~ の援助を求めたり。~~Henry II は~~ 之により Robert de Clair, Earl of Pembroke and Chepstow (nicknamed Strongbow) なる Ireland に侵入せり (1169 A.D)

Strongbow は その條件 "Dermot の女を娶ふ。

" Leinster の王位を Succeed す。(之は Ireland の慣習の認めざる所なり。即王位は人民の選挙によりしなり)。

Ireland 征服事業は Strongbow の力に俟つ所多し。Henry II は自分 彼の勢力に対し 妥協を招くに至りしにより、遂に 1171 A.D.

Henry II 自身 Ireland に侵入し、Ard-Reagh (Ard-Righ, Ard-Ri) となった。彼は England に於ける封建制度の思想に従ひて Ireland の地をその barons 等に分与したり。之が England が Ireland 文明 ~~を~~ 撲滅の厄史の発端である。~~and~~ 土民族の文明と侵入者の文明との衝突、後者による前者の撲滅の開始であった。

当時 England は既に ~~典型的封建的~~ 封建的 ~~な~~ に達せられたる一国民たりしに対し、Ireland は clans ~~に分れ~~ を単位とせる分裂状態にありたり。その Ard-Ri と称するものも恐らくは皇帝のごく形式的名義的のもの ~~であって各 Chieftain (King と称す) の完全独立~~ たるに止まって居た。かくのごとくであるから Ireland は England 王 ~~の~~ の侵入に抵抗する力なかりしのみならず、又英・愛文明の Crash は Feudalism と clan system との衝突と言ふまでもなく封建的は地方的に

封建的 Ireland の社会組織は family の基礎の上に立つ clan system にて各 clan に Chief あり、又その総首長として Ard-Ri (Oberkönig) なるものありしも、之等の Chief に対しては戦争其他異変の際その号令の下に集ることの外には殆ど何等の統治的従属関係に立つものでなく、(Chief は clan の土地を必ずしも所有せない。) 封建的関係なる概念は全然には Feud であった。各 Chief は特定の家柄に属することを要求せられしも世襲にあらず

Feis = Festspiele.

* Ollav = lawgiver
Fiola = Ireland.
やがて Eochy the Fourth.

** 氏族生活における各種の interest（職業）の expert 及び其他詩人等の Ri（monarch. chief）の許に集まりたるものであった。（White. P. 33–34. A, E, P. 114–115. 125–127. Figgis, "Gaelic State"）

その後継者（"tanist" と称せる）は Chief の生存中 clan の member によって選挙せらるゝものであった。（Ard Ri に対する国民選挙もこれなり。）かくの如くであるから Strongbow 及び Henry II の侵入によって英国の封建制度が Ireland に適用せられしことは Ireland の社会にとりては破壊的なりしものであった。

〔(1) Strongbow が Leinster 王位継承権を富れしなることは在来の Chief（Ri）選挙制の破壊なり、

(2) Henry II が Ard Ri となりしことを彼は封建的君主の地位に立ちたるものと解し諸 Chief の土地を没収し部下の barons に与へ封建制度を布きたり、封建制度に於ては barons の ~~実施~~ 権力は封建君主の pleasure によって与へらるゝものとして Confiscation の原則が基礎なこれあり、之れ Ireland 在来の制度の知らざりしところなり。〕

又 Ireland には ~~の Ard Ri は~~ 紀元前 1000 B.C 頃の Ard Ri Ollav Fiola* 以来その首府 Tara に設けられし Feis Tara（三年目毎の議会）なる制度を設けたり。~~之れ~~ ~~各種せられしもの~~（前出）。（かく）その地位は英国に於ける ~~の~~ Parliament のごとく democratic なるものにあらざりしなり。** 故に Edward I が 1295 年に Pale に対して英国流の Parliament を輸入したることは全くの新制度であった。（之には Irish は代表せられるを許さなかった）。

Henry VIII は England に対し Rome 教皇の権力を

1869年. Disestablishment of the Irish Church.

Feudalism.

土地に国家的関係のない King になった。

封建的な分割は、この土地を基礎として行なわれた。

Clan system

土地は clan の member の共有。

Chief は ~~土地~~ 共有地だけを所有

排除し自ら Church of England の首長となったので Ireland に ~~対して~~ 1541年に Parliament を開き "King of Ireland and Spiritual Head of the Church" として戴冠した。(Figgis Darrell: The Historic Case for Irish Independence. P. 22-23)。かくのごとき宗教的関係の一部としての State Church の概念は ~~Irish~~ Irish がかつて知らず又知らんとも欲せざる異物であった。

況んや宗教的関係に外来的な侵入新しい分子を宗教的変革を加味するに外来的に強制せられたり。Ireland の土地制度は Clan の共有制度に基くものであった。Ri の支配する土地を "tuath" と称し之が "sept" (clan) に与えた。Sept (clan) の土地は chiefs 及 nobles に属するもの ("flathi") と sept の共有地 ("ferand duthaig") とに分れる。前者については長子相続の制なし所謂 Tanist 法 ~~上述~~ が行はれた。但つ之等の土地も clan の chief の私有財産といふわけではなく その家族 ~~[illegible]~~ に属する四つの group の人々が共有する制度であった ("geilfine" system)。

(英国 Common Law の認める)

sept の共有地は ~~[illegible]~~ 半耕作地 clan の member に strips に分割されたが二三年毎に re-distribute せられた。("gavelkind" system)。flathi の土地を耕作せしものは奴隷であり、sept の共有地を耕作せしものは自由民であった。但し奴隷に対しても "fair rent" ("customary rent") を要求し得るに止まってゐた。(Lawless. P. 28)。

かくの如き社会状態に対して英人の侵入は実に

(3) clanの土地は封建制度により chiefの土地とみなし
chiefが没収の場合にはソノ権利ヲ剥奪スルコトヽシテ*
clan ノ土地ノ所有権ヲ全ク国有王ノモノニ復帰シタリ。
之等の事情によりて chief は放逐せられ

* Born, Englische Kolonisation in Irland I. P. 394
(Chart. P.13 に引用)

Tanistry 及 gavelkind の制は変革せられたり。
(1) この制度によりて世襲の土地は英国 Common Law 上の財産と認められざるものとなり
ソノ所有権ヲ失ハサリキ。没収ノ目的トナル。
(2) chief ヲ放逐シタル baron ニソノ領地ヲ与ヘ、又ハ政略結婚ニヨリ英人モ亦
お強ロシム (Tanistry の要旨) *

~~私有財産~~ と固定的所有制とを ~~伴ふ~~ 個人的私有財産制の侵入
を意味したるも。 ~~即チ chief は放逐せられ或は政略結婚によりて英人の土地に~~ ~~私有権を~~ せしめられ、~~英人~~
~~自身は農奴~~ tribomen は serf の地位に堕さ
れたり。England によって Normans に征服せられたる
先住者 Saxons が serf の地位に堕されしにより
"natives" なる語が villein (農奴) を意味する為めに
用ひられるに至れり。Irland ~~人を~~ 中世の文書にては
"Hibernicus" (the Irish) なる語を "serf" の意味に
用ひられるという。(Chart. P.12)。之等の serf
("Hibernicus" or "betaghs") ~~は尚如~~ 的 subjugation
の下に在りても彼等は尚 joint-tenants として共同占有及
~~土地~~ 耕作に従事せる事実があった (1331年の文書)。
土地制度は England に於けるが如く manor 制度
となり pasture 及 wood は依然として common
であったが arable land はもはや周期的再分配
せらるることなく永続的 ~~法的~~ 占有制となった。(Chart.
P.15)。而して England にては serfdom は 14 世紀
の末頃に衰微したが Ireland では尚盛であり
1605年の布告によりて廃止が宣言せられたるも、実際上
は尚後代迄つづきたり。之は Ireland にては地主の
異種族に対する少数侵入者たりし事情によるなるべし。
("distrustful minority of one race ruling over
a discontented majority of another")。

産業. Pastoral — Cultivation
Industry + Commerce.

社会の自然的発展（Clans system の崩壊）
地民による人為的発展（崩壊を急ぎあらしめ、その社会的結果を永続的
あらしめ、reconstruction を妨げ 妨害す）
Edward I. 侵略政策
(Chart. P. 17–18).

Irish 歴史の最も特徴的なる特色は Irish 農民が
幾世紀の久しきに亘りて外国よりの侵入地主に隷属せし
められたる事に基く。彼等はこれに政治的利害の
関係の外に人種的宗教的の関係が適応したるためなり。
生活程度低く農耕の劣性、住居のみすぼらしき、人口の
reckless increase. 貧困の実況とその暴力的圧迫、
貧窮、迷信、旧迷保守、出産は農奴の行はる、
社会の状態なるが Ireland にては その地民地的事情によって
特に強く且つ永く 存続せしめられた。

Clan system は Ireland にのみならず他の諸国に
於けると同様にやがて自然に崩れるべきものであった
であらう。その政治的組織は封建国家に発達し
その経済的組織は私有財産制に発達すべきで
あったであらう。この政治的経済的の変革が外国勢力の強制に
よりて成就せられしことが Ireland の不幸であった。（二つの変化は促成した）侵入者
は政治的支配者の地位を利用してその政治的
経済的文化的支配を主張した。これは Ireland に
とりては征服隷属圧迫の政策であった。
この政策は文化判定の障碍に基くであった
この障碍は侵入者の要望によって擴大せられた。
侵入者の 全部を要望に帰することは出来ない。

Wales. Edward I が 1283年ニソノ征服ヲ完了ス

Scotland. Edward I ガ 1292年ニ征服ニ着手ス.

政治的地理的諸関係の~~特徴~~ある特徴は外国による征服及びその必然的要求である。これなくしては征服の目的が達せられないからである。

尤もこの政治的地理的諸関係の変革は突然として急激なる破壊的作用を実現するを免れがたきも、~~的なれば世界~~漸次に新関係が確定せられ、侵入者と被侵者との間に同化作用が行はるゝ時は、その変革の性質は一時的たるに止まり得たであらう。(繁雑なる過渡上の過渡を省く)。Clan の首長が争ひて死したる Ireland に対して、~~英国は~~ 突然として外部よりの侵入者たる英国によりてではありといへ、~~中央~~ 安定強固なる国家権力による政治制度の布かれたることは Ireland の発展の上に有利なる影響を及ぼし、自由なる政策と同化作用とによりて Ireland は Scotland 或は Wales の如き発展を遂げ得たかも知れなり。(Chart. P. 17-18)。然るに Ireland の Ard-Ri Donald O'Neil の招待により、英軍と戦ふべく Scotland の Edward Bruce が侵入し来りて長き間 Ireland を戦禍に陥れた (1315—1318)。英国王 Edward II は強国 Bruce の軍を駆逐するを得たが、その勢力の発大ならざることを暴露せしめ、~~中央~~ 国家権力は微弱となり、clan の Chief の勢力各地に興れし、English "Pale" の範囲は狭められた。Wars of Roses の後の頃の Ireland の状態は Strongbow 侵入の頃と大差なきの状態に復した (Chart. P. 20)。~~中~~ 極度に衰へる英国を救ふは英国王の保護に ~~depend~~ 期待し得る

家系からさっぱり見て Ireland 人の元祖風俗を移植し
アイルランド人以上のアイルランド人 (Hibernis ipsis
Hiberniores) なる誇を自ずから誇りしかも
~~アイルランド人に対して~~ 物質的 尚英国侯爵の下に立つ地位
にあり、アイルランド人は英国侯の保護の外に置かれて居
た。かくて Chiefs 及至 English colonists と natives
及 English King と Irland 人民の争闘が絶
えずくり返され Irland の社会状態は政治的経済
的には復古せざれども、それは むしろ 社会発達上 逆戻 軽 であり、Irland
現状は也期間にその発達を妨 阻まれた。(Chart. P. 21)

Kilkenny.
Figgis P. 14.
Lawless P. 116.

第三章 征服 Conquest ~~& Confiscation~~.

Henry II が Ireland に侵入したるは ローマ法王 Hadrian IV より教書を受け 教皇へる ~~Ab~~ Irish Chiefs の和解を目安し 教会の支配圏を拡張するの使命をうけて ~~目安~~ 名義 としたるものであったが、彼の実際に Ireland に渡り行きたるは 冒険的貴族及軍人の一団であった。彼等は事実上 土地の掠奪者に外ならなかった。~~Henry II 英国~~ 英国 の王の直接統治に属せしめるは Dublin を中心とせる 一帯の地にて之を Pale と称し、国王の代表者を Dublin に置き ~~その地域~~ 之を治め、Pale は 英国の例に倣いて 封建的に之を county に分ち 大。Pale の範囲は 時と共に伸縮したり。ここには 英国の法律を施行し British Laws を認めたりき。十三世紀に始まる Parliament が Pale に ~~開~~ 開かれしが Ireland 人は之に代表をみとめられず。英国にて Magna Charta が制定せられし後 Ireland にも之は 施行せられしが Ireland 人には 及ばず 彼等は ~~法~~ 法律の保護の外に置かれた。すみなわち 彼等は 通常 "enemy" と呼ばれた。~~第~~ 1367年 Edward III の Kilkenny の法律にては 彼等を 悪名 "Irish enemy" と 称している。(Schultze-Hamburg. P. S. 17)。~~之は~~ この法律は Scotland の Bruce の侵入以来 英人極力 ~~を~~ 防いで ~~西~~ Ireland 式 法風 を 模倣するもの多かりしに 進み 到 に Ireland に 侵入した

Davis — James I. が開きし 1613年の Irish Parliament の Speaker.

~~Henry VIII の Confiscation (History~~

Act of Supremacy による Confiscation	Lawless.	P.153
尊 Catholics の苦境	〃	P.158–159
Mary's Plantation	〃	P.161–162
Ulster Plantation	〃	P.223

Queen Mary
King Phillip

Edward IV が Kilkenny に Parliament を開きたるもの以来 Ireland をば英人居住地と，Ireland 人及 rebellious English の住居とに分離し英人とアイルランド人との接触同化を防止するの政策であった。~~Sir John Davis~~ 後 Henry VIII の時総督として派したる Sir Edward Poynings は Drogheda に Parliament を開き，Ireland の議会は英国の同意の許可なくしては開催せらるゝを得ざること，Irish Parliament の議事は悉くあらかじめ英国の Privy Council に提出してその決定を受くることを定めたり（1495年）。之を Poynings' Act と称し，Ireland を英国の完全なる属国となしたるものであった。Henry VIII は 1537年 Dublin に召集したる最初の Parliament にて Ireland における Rome 法王の権威を排斥し，~~英国~~ 従来英国の王は法王 Hadrian IV が 1154年 Henry II に与へたる教書に基き Ireland の Chief "Dominus Hibernicae" と称せられし称号を改めて仏蘭西法王の権威に基かざる "King of Ireland" なる称号をとり，かくて Church of Ireland の首長となった。~~法王~~ (Act of Supremacy)

如き変革に対しては Catholic 教を奉じ，~~Ireland~~ 土地の牧畜おろそかなる者に圧迫せられ，~~Irish~~ その土地は没収せられ。Mary は ~~彼女~~ 自身 Catholic であったが，宗教上には寛容の行はれしが，Pale の Kildare 州に隣する地方（Fercal, Leix, Offaly）に居住する tribes を征服して之等の土地を没収し，その地に Queen's County 及 Kings County と名づけ，~~土地を~~ 若干の English Colonist を移住

Oath of Supremacy 宗教上の公職につくもの (Catholics は public office につけず)

Edward IV が Kilkenny に Parliament を開きたるもの以来 Ireland をば英人居住地と，Ireland 人及 rebellious English の住居とに分離し英人とアイルランド人との接触同化を防止するの政策であった。~~Sir John Davis~~ 後 Henry VIII の時総督として派したる Sir Edward Poynings は Drogheda に Parliament を開き，Ireland の議会は英国の同意の許可なくしては開催せらるゝを得ざること，Irish Parliament の議事は悉くあらかじめ英国の Privy Council に提出してその決定を受くることを定めたり（1495年）。之を Poynings' Act と称し，Ireland を英国の完全なる属国となしたるものであった。Henry VIII は 1537年 Dublin に召集したる最初の Parliament にて Ireland における Rome 法王の権威を排斥し，~~英国~~ 従来英国の王は法王 Hadrian IV が 1154年 Henry II に与へたる教書に基き Ireland の Chief "Dominus Hibernicae" と称せられし称号を改めて仏蘭西法王の権威に基かざる "King of Ireland" なる称号をとり，かくて Church of Ireland の首長となった。~~法王~~ (Act of Supremacy)

如き変革に対しては Catholic 教を奉じ，~~Ireland~~ 土地の牧畜おろそかなる者に圧迫せられ，~~Irish~~ その土地は没収せられ。Mary は ~~彼女~~ 自身 Catholic であったが，宗教上には寛容の行はれしが，Pale の Kildare 州に隣する地方（Fercal, Leix, Offaly）に居住する tribes を征服して之等の土地を没収し，その地に Queen's County 及 Kings County と名づけ，~~土地を~~ 若干の English Colonist を移住

Oath of Supremacy 宗教上の公職につくもの (Catholics は public office につけず)

Irish Parliament の議事は悉くあらかじめ英国の Privy Council に提出してその決定を受くることを定めたり（1495年）。

英国人と永住する者 ~~英国人~~ 英国人と永住する者

英国の statute は凡べて Ireland にもまた有効なるべきこと。

Lawless. P.162

** Munsterにおける戦争は実に絶滅破壊を目的とし、老若男女を問はず natives を殺し、耕作田畑を焼き、収穫物食料をそっくり破壊し、かくて数千のアイルランド人は餓死のあの森林中にて倒れたり。かくentvölkernせられたる土地に英人"undertakers"をplantせんとせり。

*Lawless. P.194–195

(Ulster plantation)
Lawless P.223–225.
Stuarts Confiscation
〃 P.229–231

せしめたり。之が最初のplantationなり。此のElizabeth女王は又Protestantismを利用してCatholicを圧迫せしが故に大なる反抗を招き、又有力なる部族を征服し、Ireland全土を英国の支配に帰せしめた。即ちUlsterにはShane O'Neillが諸部族のclansのleaderとして英国に対抗して戦ったが"Law of Tanistry"による王位争奪に際し、Elizabethは Shaneの競争者に加担し、この為に敗れ、遂に敵の為にUlsterの地を蹂躙された。次いで南方Munsterの地Desmondが~~Elizabeth~~に離叛したが~~[illegible]~~Elizabeth軍の為に滅ぼされIrelandにて最も豊饒なる地であったMunsterは荒野のごとく荒されたが~~[illegible]~~。Elizabethはこの地にPlantationをつくった*。南方の動揺に乗じて北方Ulsterにては Tyrone及O'Donnellの両Earlが Elizabethの侵略に対抗して反旗をあげしが、遂に征服せられた。これで英国の威令は全Irelandに及ぶことになった。之に対して最後の抗争を挑むべき独立のChieftainは之を以て最後となった。即ち征服せられし諸侯の土地は没収せられてPlantationとなされた。~~Ulster~~土地没収及植民の衝に当りしものはJames Iの寵臣Sir John Davisにて彼は1613年に新郡を設置をつくりIrelandの下院の議員数を122人より一挙232人に増加し、かくて英国側の利益が過半数を占むるを計った。

("Flight of the Earls") 捕縛を恐れ逃亡 (一六〇七年)
ノ土地ハ Crownニ帰属セラレタル。

⊕ Charles I's "Graces"
(1) lawyers might practice in the courts without taking the oath of supremacy
(2) titles to land held for 60 years were not to be raised.
(3) inhabitants of Connaught might get new ~~patents~~ patents, to prevent ~~their~~ their titles ever being questioned again.

*1613年のParliamentの決議ヲ攻 (Lawless. P.228)

(1) Tyrone ソノ他若干ノ Ulster landowner ニ対シ Attainder (平民剥奪宣告) ヲ宣言シ Ulster ニ於ケル Confiscation ヲ legalize ス

(2) Ireland 全土ヲ "shireland", 判事ヲ有シ, 於テ Brehon law ヲ abolish ス

(3) Statute of Kilkenny ヲ廃シ English ト Irish 人ニ共ニ法律ニ出訴スルヲ認ム.

Strafford's Confiscation in Connaught. Lawless P.234

Cromwell ハ Dublin ト陸ノ際ニ宣言シテ曰ク "We are come to ask an account of the innocent blood that hath been shed, and to endeavour to bring to an account all who, by appearing in arms, shall justify the same."

1641–1652年ニ戦争, 病気, 飢餓ノ為死セシモノ 600,000人, 之ノ外移住又ハ追放ノ者ノ 100,000人 (Schultze-Hamburg. s.32)
全人口ノ 1/3 以上ニ当ル (Lawless)

移住セシ人ハ 850,000人トセリ。

** 彼ノ農奴ハ本質的ニハ "agrarian" 土地法的反抗ニ対スル反抗 rising デ ナクテ 宗教上ノ差違ニヨル内閣ニハナカラン。(Lawless. P.252) 加ウルニ英国ノ対教徒ニ対シテハ この農奴 此非常ナル shock ヲ与ヘタルモノ second St. Bartholomew ナリト為シ 契約非勝ニ終ル。 しかるに名王は 議会軍との争いによりて

かしめき 暴政は 嘗て Henry VIII の Act of Supremacy を自白せしめたる時に 用いたるものであった。* この Charles I の時には ~~England は~~ 国王は Parliamentary Army との対抗に戦費を要するの状態にありしのに そのIreland 総督 Strafford は 宗教上及土地所有上 若干の特権 (~~"graces"~~) ⊕ を認ムベキことを 先祖に対して上位を納めしめ、しかもこの約束は立を守らなかった。 ~~地位は~~ Ulster ニ於テ 1641年 カトリック教徒の牧師たち 教を引き起した。** が 1649年 ~~国王は~~ England ~~Scotland~~ ニて 失いたる勢力を Ireland に対して 充ふべく努力し、牧師者と 協定を結びて Cromwell に共同警保を張ることにした。 これに対して "able, straightforward, and cruel" なる Cromwell の Ireland 征服 (1649–1650) 行はれ 大規模ニ 土地の没収、住民の駆逐、英人の植民等を実行した。 40,000人は外国軍隊に 応募 ~~する~~ 許された者 ~~国外~~ に移住し、9,000人は 奴隷として West Indies に ~~売られ~~ 輸出せられ、而して 残るくの人々は Shannon 川の彼岸 Connaught の地に transport せられたり。 而して ~~王政復古後~~ Charles II ~~は~~ 没収せられたる土地は "adventurers" (軍費の出資者) 及び Soldiers に分与 colonize せられたり。 王政復古後 Charles II は之等 Cromwellian settlers の土地の 1/3 を 旧来の Catholics に返還せしめたが、("Act of Settlement") 1641年に全土の 2/3 を ~~所~~ 占めたる カトリックの アイルランド人の所有地は 今や全土の 1/3 ニ減じた。 (Hamburg. s.33)。 Lawless. P.276. 従って之等の ~~所教徒~~ アイルランド人は 不平 ~~ヲ~~ ~~James II~~ は 強められた。

Ireland は 信教自由 ~~になる~~

Drogheda 及 Wexford の攻略

あるいは外国に移住を許された軍人の子孫 → slave trade の始祖 または Bristol の商人.

Restorationの弱点の一つ。

Ulsterの Presbyterians の迫害。多くの者アメリカに逃れたり。
(Lawless. P.27)

(Patriot Parliament) — 宗教的保護に対する革命 (Revolution)

James II の Dublin Parliament. (Lawless. P.28)

James の nominees が多数を占めていたが、六人を除き他の議員は凡て Roman Catholics であった。その決議

(1) Poynings' Act の廃止 (legislative independence)

(2) freedom of worship, giving the Roman Catholic tithes to the priests

(3) Act of Settlement の定める土地に凡ては所有者に返還せしめ

(4) National Marine に補償を与へ mariners を encourage

* (5) political ~~adviser~~ advocates の処罰。(2,240人が attaint せられ、その所有地は没収せられた。)

最後の条項は inoperative なりしが Protestants に恐怖を与へ、後の Penal Laws 発布の原因となる。

Treaty of Limerick.

(1) Roman Catholics of Ireland は Charles II の時代に enjoy せしと同様の特権を享有すべし。

(2) 彼等は戦争前と同様の職業に従事するの自由を有すべし

(3) James II より direct commission を受けて従軍せる者 (及び "with all such as were under their protection") に free pardon を与へ土地その他の所有を完全に認めべし。

この協約の文句に多少の first draft には存在したが、その final document には存在せず。English Parliament がこの協定を破棄し自分で特別法を作り Confiscation を行ひ従って Broken Promise になったのである。

"Patriot Parliament"

英国に William III の迎えられし (James II 追放せられし) は1689年 Ireland に入りて勢力を挽回せんとし、同年 Dublin に議会を開きて Poynings' Act を廃し又没収せられしカトリックの土地の返還を決議せしめたが、~~France の援助の下に Protestants の土地の没収を計画せるアイルランドの~~ 真正 William III の援助を求めたり。この戦争は 1689–1691 年を経過したり。1691年十月三日 Limerick にて ~~William III と Hugh Baldearg O'Donnell (last of Irish chiefs)~~ との間に平和条約成立したり。~~その条件としては~~ 土地の返還及カトリック教徒の保護~~を~~を条件として William III の援助を求めたりしものなりしが英国はこの約束を守らず。Ireland に対する英国の政策の変化は "broken promise" に基くものにて、Ireland人は Limerick のことを「違約の市」と称するという。

第一に土地を Catholics に返還することをおしんだと云ふ~~実行~~ 完全に実行せず [1,000,000 acres 大部分] 土地の一部を没収せられ? 之等の土地は英国議会により highest bidders に売却せられ或は英国における ~~海軍~~ 行賞として Ireland の土地を与へ又は収入を与へる慣習が行はれるようになった。(Woolen trade を制限した。) かくて Ireland の Catholics は土地にては何もなし。強壮なる人々は外国軍隊に enlist し 1691–1745年間に戦死のため減少したもの 450,000人に達したりという (Encyclopedia Britannica)。

第二に Ireland 内にてカトリック教徒の地位を保障することが約束せられたが英国議会の成案は反対の行動に出で、アイルランドの上下両院において議員大なる者は英国王を教皇の首長と認め、且つローマ教会の権威を否定する宣言をなすを要するものと定めたり。之により1691年以後アイルランド人口の $\frac{9}{10}$ はアイルランド議会の選挙権を

政治的抑圧 — Parliament の組織等。一之は上に述べし通にて ます。
Confiscation — Plantation
Commercial Codes.
Kilkenny, Penal Codes.
Catholics の迫害。(Common Prayer Book 等)
Presbyterians
Lawless (277)

~~奪はれ~~ 有せざるものとなれり。Ireland の歴史は Ireland における英国
地主及都市民の利益たるものとなった。Penal Laws はがて
廃棄せらるいにおった。

かく Ireland は ~~征~~ 征服せられた。それは ~~軍事的~~ 戦争の
荒廃と共に政治的経済的宗教的社会的の ~~征服~~ 抑圧
であった。この征服の中心たる motive は土地の掠奪
であった。~~故に之ら各人の怪奇を土地の没収に集注しよう。~~
~~政治的抑圧については上述したるに過ぎないとまでいえし、~~
~~産業上の抑圧、宗教的社会的生活の抑圧に関しては更に~~
~~後段に述ぶるであらう。~~ 土地を欲したるが故に征服し
征服したるが故に土地を得ることが実際に大規模に
なった。経済的利益と政治的支配との密切なる関係が
これに あらはれてゐる。

政治的支配 — 色々 grade 的
領有. — India. Dutch East Indies
保護領 — Egypt
経済的利益 — Panama, Mexico
外交的 ~~経済的~~ 保護 — 南米諸国, メキシコ,

政治的支配による土地収奪の仕方にも種々の form あり
征服による没収 (最も簡単)
法律上の没収
土人の土地所有制を破壊し colonist による
土地獲得を奨励したるもの
五引の賠償, 保険。

Bacon

Elizabeth の政策 "Surrender & regrant".

ソノ regrant ニハ二ツ方法ノ共通ニシテ Elizabeth ノ用イシ第二ノ方法ナリ。

(1) Chief ヲ所有者ト認ムル.

(2) clansmen ヲ freeholders ト認ムル.

(1) Ireland 種族ニ組織セラレタルトキハ Chief ガ土地ノ所有者ヲモチロンナリトアリシ。 (a) Strong power ニヨリ (b) 在来 clan 法ニ於テ土地ハ Chief ノ所有ナリトセシニ Transplantation ノアリシ後ハ ソノ土地ハ Chief ノミナリシ。又ソノ地位ヨリ return スルトキハ英人ニ仕ヘル者ガ clan 共有制ヲ法律ニ反スルモノトセリシ (Brehon Law)

O'brien. 17th Century. P.18.

James I ニ於ケル政策 "Confiscation & Colonization".

第四章 Confiscation (没収) と Colonization (植民)

~~Henry VII ガ Ireland ノ Ard-Ri ト為リテ以来~~ Ireland ノ土地ハ理論上英国王ノ所有トナリ、国王ハ之ヲ英人又ハ Ireland 人ノ有力者ニ re-grant スルモノトナリタリ。~~ニヨリ~~ 英人侵入ノ為ニ Ireland 在来ノ clan system ニ基ク土地制度ハ ~~国王ニ移ラ~~ 崩レテ行ハレタリ。その際 Chief 及 cultivators ノ地位ハ ~~ハ~~ は不明確ニ陥ル。土地所有者ハ Chief ニ属スルモノトシ耕作者ハ tenant at will ナルニ過ギザルヤ (終身利益) 或ハ耕作者自身ヲ土地ノ所有者ト認ムルヤ。英国政府ハ初ニハ前ノ見解ヲトリ Chief 殺害ノ場合ハ耕作者ニ何等ノ権利ナシトシテ土地ノ全部ヲ没収シ、又 あとの場合ニハ後ノ見解ヲトリ Chief ノ罪ノ有ルモノハ殺害ニ加ハリ個人ノ土地ヲ没収スルノ者ニ与ヘタリ。

Henry VIII ~~世ノ初メニハ~~ の時より段々多くなってゆく ~~Ireland ノ土地ノ 1/3 ハ英人ニ、残リハ Ireland 人ノ所有ト為シ与ヘラレタリトイフ。~~ (Butler, P.5) Henry VIII ガ Church of Ireland ノ首長ト為リシ事ハ一ツハ教会領地ノ商人ヲ奪取セントスル動機ナリシ。~~Mary ハ Ireland 人ハ~~ 伊太利 英国ノ没収政策ニ反抗セリ。~~コノ反抗ハ特ニ没収ノ基礎ヲ与ヘシノミ。~~ Mary ~~ハ~~ ~~没収地ニ英国ノ地名~~ ~~独立~~ ノ時 ~~始メテ~~ 英国ヨリノ集団的移住ヲ組織セシメテ ~~plantation~~ ノ歴史ハ始マッタ。Ireland 人ハ分離英国ノ没収政策ニ反抗セリ。Mary ノ Plantation ハ Elizabeth ノ死ニ至ル迄ニ 18 ノ郡ヲ覆ヘリトイフ。(Butter. P.16)。

Elizabeth ~~ノ時代ニハ~~ は ~~二ツノ大ナル政策ヲ~~ ~~一ハ~~

Ulster に於ては Shane O'Neill の叛乱を征定し、その土地は没収せられしが英人の移住は実行せられなかりき。又 Munster に於ては Cork, Kerry, Limerick 諸郡に亘りて勢力のありし Earl of Desmond の叛乱(1583)ありて、その領地 577,000 acres を没収し、これを 50人の英人にして且つ protestant なる大地主に分与へ、一定の期限内に一定の英人定居を終了せしめこの義務を課せり。併乍ら実際は "Undertakers" によりこの与へたる土地は 202,000 acres となり。(Butler. P.29) 而 30人の Undertakers のうち 1592年にその所有地内に住せるもの 13に過ぎず、又英人の移住も予定通りに行はれず 245 家族を plant し得たるのみにして他は Irish tenants を使用せざるを得ざりき。(Butler. P.30)。Elizabeth の土地政策は東部の広大なる Clanaman を landowner と認めこれに降服直授(surrender and regrant)を約束し、その叛乱の為死去せる者の土地を没収するを条件とせり。この方法は Crown にとり有利にして多数に亘りて多くの isolated Confiscation を行い得たり。

[Mary 及 Elizabeth の頃 Plantation の成績は行はるにそりしは、蓋し封建時代にあっては土地の完全支配を得るは困難であったが、今や中央集権の進むに従い支配権的所有は負担関係を配慮せずして得られた。James 王に於ては Bacon を Ireland への特使として遣はして英国内にあっては負担を追求して植民の移住を Ireland に於ては常例を使用わず一番面倒の策なりといって居る。]

Davies は 1605年に
* Tanistry と Gavelkind の廃止を宣言。

Ulster plantation.
植民の主な目的 (1) Irish の文化を英国化する目的。
(2) colonists の greater security
* 植民政策の目的 (1) purity of English language の維持。
Sir John Davis の Proclamation. "We published by proclamation in each country, what lands were to be granted to British undertakers, what to servitors, and what to natives, to the end that the natives should remove from the precincts allotted to the Britons, whereupon a clear plantation is to be made of English & Scottish without Irish." (Lawless. P.224)

Restoration — Revolution の間に多数の Scotland 移民が入植した。
1700–1760年頃に 200,000人の Presbyterians が Ulster より アメリカへ移った。(Butler. P.49)

County Derry は London の商人達に grant されたので
"Londonderry"

Ulster 移民
(1) English と Scottish Undertakers は皆 Irish tenants を plant した。
(2) Servitors は Protestant のみを使用した protestant tenants (nationality は問はず)
(3) natives は多くは移住させられた。(これは多数は小作人)
Ulster, 6 counties の面積の約 1/10
(Butler. P.46)

James I の時には Ulster と Leinster の植民が行はれた。
〔彼の治世の初期には 1605年に Sept の廃止を宣言し、
議会を設置し chief の clansman の土地所有権を確認した。〕
~~Sir John Davies は~~ 次に Ulster の六州 (六州のうち四州) の Counties は その Chief たる Earls の植民の成果 土地は Crown に
没収せられ 〔(六州のうち四州) の clansman は tenant at will なりしとしても
或は (2) freeholder なりしとしても 之等の四州は Shane O'Neill の
植民の成果 Crown に対して反抗したものなるが 彼等は Crown より
~~gra~~ 特別を受けざる限り freeholder たる権利なし その資格で
没収せられた〕。而して Cavan, Fermanagh 二州の
には 〔後者 1606年に〕 Sir John Davies 自身土地所有者は clansman
に対して Chief の土地所有権を法律上確定したものに
あったが、~~また~~ Ulster plantation の計画を立つるや その
間 Davies が主唱の結果に対しては Ireland の土地法は
英国 Common Law と異なるその中間の下に clansman
は tenant at will なるに過ぎざりしと為して
Chief の権利消滅と共に 土地は Crown に没収せられ
たりと為せり。かくて Ulster へは England 及 Scotland よりの移民
を入れる計画を立てしかも natives と colonist とは居住
地域を隔離するとした。* 即 British Undertakers は Irish
tenants を使用すべき者に、Irish は Bishops の所有地
Servitors (Ireland に在住 serve する者) 及 natives の中より
選び土地に集中すべきものとせられた。但し之の移民政策は

James I.

"A commission to inquire into defective ~~titles~~ titles" を設置し、土地権利関係を調査し、その不完全なものは "recent surrender" 又は "former agreement" の名目において法律上王の所有地なることが宣言せられ、"In Wexford alone over 60,000 acres had been discovered by the lawyers to belong to the King." (Lawless. P.230).

一例、Connaught の一部、Elizabeth 時代に surrender した土地を王室が別条件下に receive back したが、legal transfer の形式や財産が多く、従って王室が patent を受けて所有者に与えたり、James I の時も、patent を与えた為 £30,000 を徴収した。同じく new patents に Chancery の書記が enrol した為、忘れられていた地主の権利も復活せられ、Crown の収入となり、Connaught に plantation が行はれたことは形勢が一変して地主等の plantation 許可を James I に申すべき約束にもかかわらず (£1,000) を提出し plantation confiscation を免れた。次に Charles I では Strafford は commissions of plantations を引き継ぎ Connaught の第一の土地調査、西部五 county の全土地の title は defective であり、従って悉く Crown に帰属すべきことを発見した。(Lawless. P.233-234)

+ Wexford.
667 natives claimed,
440 " admitted.
57 " received grants at first
80 " 再調査の後 grants を受けた。

厳格に実行せられるを得ず、1624年には Undertakers の土地の $\frac{1}{4}$ に Irish tenant を収容することを許すに至った。

Leinster における土地没収は ~~法律上の詐~~ 何等の理論ありしにあらず、法律上の強制によって行はれたり。之等の土地は初期の侵入者たる英人の占領したるものであったが、中世紀に Irish clans の手を奪ったもの。~~~~ Chief ~~の~~ 多くは Elizabeth 及 James の時 ~~~~ Crown に surrender して之によりてその土地の所有権を認められたりと思へり。Free Clansmen ~~~~ は絶滅又は Chiefs に対して その土地に関する権利を ~~Chiefs に対して~~ 認められまなかりしなり。Crown に対しても自己の権利の欠缺を思へるものなかりき。彼等は二世紀に亘りその土地を occupy して居たものであった。然るに今や英国王の強要及その Lawers は、独逸 Irish chiefs の権利は Tanistry により、Clansman の権利は gavelkind によって絶滅せられしものなりとして英法の Common Law 上無効なり。最初の invaders の弱小なる故之等の土地は国王に帰せしもの也、故に国王よりの grant を復活せざる限りは王は その土地を没収するものと判決した (1608)。之は Ireland 人の甚しき反感を惹起し London の会社は調査費を手に入れる結果 [illegible] 数を変じ 1618年に Wexford の土地の $\frac{3}{4}$ は natives に奪はれしが、[80 ~~~~ 数は 1000] acres 以下の freeholders は "not good for themselves" (自己人の利益にたらず) との理由によって土地の再分配によらしめられざりき。其他の Leinster の諸地方にも同様なることが行はれた。

* Anglo-Irish：対する。即 pure native ナリ

土地を分配を受けれる
small ~~land~~ freeholders ~~の指導者等~~ は Undertakers 或は他の natives の tenant となれり。natives 土地は old Irish* に対し、その土地を売り又は40年以上の期限を以て lease をなすことを禁ぜられた。土地を失いた small freeholders 及の境遇は悲惨にして餓死せるもの多からず。
陳情の為め Dublin に押しよせる者共は或は投獄せられ或は Virginia の new colony に transport せられた。(Butler P. 74)。Leinster 及は Ulster と異り natives の殺害行はれず tenant として Plantation に残存することを認められた。

Charles I の腹臣 Strafford は Connaught の没収及植民を計画せしが本国の内乱の為め実行せられざりき。〔Connaught は 1228年 その King Aedh の死後 Henry III は之を Crown に帰したりと ~~認せり~~ ~~Henry II は~~ 認めたり。故に Charles I の先例なれば ~~これを先とせり~~ Ireland 〔の intruders にとれば故に Crown の権利に対抗すと称す。又彼等は 14世紀以来の占有を主張するがその権利原始は Gavelkind によりしものにして之は「遺産」の利分なる故占有の絶対的の権利を以て対抗すと称す。この法律的根拠とせり〕

Stuart 王朝の没収は 1641年の Ireland 人の抵抗をひき起した。しかして王党の敗北は Cromwell の Ireland 侵入となり 1653年に終りて殖民確定した。1652年 London の Parliament は "An Act for the Settling of Ireland"

Act of Settlement (1652)

(1). 1642年 November 10th. (date of the meeting of the Confederate Assembly which organized a regular government.) 以前に rebellion, murders, or massacres を contrive; act, 又は promote したる者は生命及財産を奪わる

(2) rebellion に関係ある Jesuit 教徒は生命及財産を奪わる.

(3). 既に捕えられる 105人を死刑に処す。(実行せざりき)

(4) 1641, Oct. 1st 以後 murder を犯したる者は死刑に処す

(5) comparatively "innocent" ~~Irish~~ people.

(a) 1642. Nov. 10th 以前に war に参加せざりしものにして、Parliament に対し誠実行為をとりしものにて colonel 以上の rank にありしものは、終身追放し、その土地を没収す。但しその妻及子供に対しては Parliament の指定する地域において所有地の $\frac{1}{3}$ の価格に相当する土地を与う.

(b) 同上 Colonel の rank 以下の者は追放せず、又 Parliament の指定する地域に所有地の $\frac{1}{3}$ に相当する土地を与う.

(c). 1641, Oct 1st — 1650 March 1st. に至る迄 Ireland に居住せる Catholic 教徒は "Constant good affection to the Commonwealth" を証明せざる限り その土地の $\frac{1}{3}$ を失う。

(d) 同上期間 Ireland に居住せる Protestants は Parliament のために actual service に服し或はその他 good affection or interest を証明せざる限り その土地の $\frac{1}{5}$ を失う。

(e) 降服(surrender)に際し罪状の審査を受けたる者は前の何れの項に該当するものとも その判定をうく。但し Parliament の指定する地に transplant することあるべし。

家族・財産の両方ともWestのプレスビテリアンに与えられたり。

Munster のプロテスタントにも後に移住せしめたり。

なる資格を利用した。如何なる人も Parliament によって代表せらるゝ England の利益に対して constantly に faithful なりしことを証明することを得ざる者は その生命財産の一部又は全部の没収を ~~[illegible]~~ 強せらるべきものとせられた。"constant good affection" を証明することを得たる Catholic landlords は Sir W. Petty によれば 26人 (所有地合計 40,000 Irish acres 即ち 80,000 English acres) に過ぎざりしという。(Butler. P.152)。

降服に際し罪状の審査を受けたるものは その他の者は全部の一部のみに土地を没収せられ、(少くとも600人の地主は全部その土地を奪はれたりという (Butler. P.157)) 而して ~~[illegible]~~ 追放地としては Shannon 川の西側 Connaught 及 Clare が指定せられたり。その東側は planters のために reserve し、Irish は Shannon を隔てゝ隔離せんとの目的なり。Shannon 川及は海岸より 4 miles 以内の地区は沿岸島嶼に Irish の居住を禁じ (Irish を陸より隔離せるも隔離の実を挙げんためなり。此の目的の決定せしは 1653年九月にして 1654年 May 1st を以て移住期限とし その以後 Shannon の此岸において発見せらるゝものは死刑に処するものとせられた。しかしながら全部の移住は到って Planters の利益はさる事なりとして小農小作人の大部分は事実上 Shannon の此岸に止まることを許され、landowners 及実際武器を取りしもののみ transplant せられたり。(Butler. P.146) [Connaught 及 Clare は

此出資者ハ土地ノ代ヲ以テ償還セラルヽ筈ニナリタリ。ソノ risk ヲ冒スカラ
"adventurer" ト称セラレタリ。
adventurers の数は約1,360人。 Oliver Cromwell £600,
John Hampden £1000 ヲ subscribe ス。

Officers & soldiers は給料の代りに
Contractors は軍需品代償の代りに → 土地ヲ分与セラレタリ。

Elizabeth & James I の時にも Ireland の土地法制が手をつけられ
gavelkind によりて相続を許せるものなれども政府による所有を
認めたりしのみにて地主の数は甚だ少かりしが。こゝへ更に多に
transplantation せられし故 此方面は莫大の small
landholders (或は peasant proprietary) を見るに至れり
(Butler. P. 51.) — "Congested District."]

没収せられる土地は adventurers 及 soldiers に分与せ
られたり。前者は 1642年に Parliament に対し Irish 征討
費充のために £360,000 を提供したるものなり

[Ireland の土地 20,000,000 英 acres.
内 9,000,000 → former owners に残る
11,000,000 → 没収せられ。
此内 500,000 acres は loyalist Protestant に残し)
10,500,000 〃 は Catholics の地となる。
内 3,000,000 は unprofitable land.
残地は 7,500,000 acres。
内 6,500,000 acres が Cromwellians に
分配せられたり。残りは Connaught に分配せられ
たり。]

Cromwellian Confiscation の成績

45,000人? (1) 34,000人の best Irish はスペイン其他大陸に移住す(軍隊に入る)
又 Galway, Waterford, Kilkenny 等の繁栄の領主たりし
商人等はフランス、スペイン等に移住せり。
(2) 全く土地を失いたる Landlords 或は Connaught に移住せ
られし者の大部は Restoration の際その旧所有地を恢復した
如き)

"innocent" — Those who could prove their entire innocence ~~for~~ of the original rebellion.

(3) new settlers や adventurers には ~~set~~ Ireland に family をつくりしものは僅かに六。

soldiers は法律におらず Irish women と婚し、40年後には その子孫は一応 English を知らざりしという。又 soldiers はその土地を officers 等に売りたり。

Officers は多く family をつくりて定着せり。

(4) peasant proprietorship の跡をたちたること (Connaught & Clare を除く)。

王政復古に際し Ireland 人に土地保有の希望をつながしめ、その期待は甚しく裏切られた。蓋し ~~Charles II は Ireland に~~ Dynasty は代りても Ireland に対する イギリスの利害関係に根本的の変革を与えることは必要なかりしである。 Charles II は 1660年十一月に Settlement of Ireland に関する Declaration を発し、次の点を宣言した。

(1) Cromwellians はこの得たる土地所有を継続しうること。

(2) 1649. June 5 以前に King に serve せる Royalist Protestant Officers には Ireland にて土地を与えること

(3) 第一学級上の理由又は King に売したりこの理由にて土地を没収せられる者及び 1648年 1649年の ~~King~~ King の平和条約の恩恵を受ける者には その土地を保存せしむ。

但しこの規定を実行するには 明かに土地が不足する故実現せざりき。

1662年 Act of Settlement を制定した。之によれば

(1) "innocent Protestants" 及び "innocent Papists"

Court of Claims の仕事は遅々であったので、審査の成果は Claims の大部分は宣告せらるべきの形勢であった。之に対し ~~Ireland 人~~ 英人はその土地を返還するを欲せず。Cromwellians は益々権力を強くるに至った。こゝに於て Charles II は Act of Explanation を出して、Protestants の要求に「妥協」を与へた。

は直ちにその土地を restore し得べきこと。但し Connaught 及びは Clare にて土地を得て居るものよりも、何等土地を得て居ないものを先きにすること。　この地恢復の為め remove せらるべき adventurers, soldiers は transplanted persons には等價の換地を与へべきこと。

(2) 1648年の "Peace" (Charles II との) を accept せざる者、及び King に従いて外国に従事せし者にも土地を restore すること。之は その土地を占有する Cromwellians に換地を与へたる後に所有地を restore せらるべきものとす。

此の規約を実施する為め Court of Claims を設置し土地に関する訴訟や宣告の裁判とせり。この Court の開設は 1662年(1663) 九月 ~~なりし~~ であり、而して claims をきく始めしは 1663年の一月であった。而して Court は "Innocent" の ~~お願ひ~~ 請求をきく決定を与へるべき期限は 1663年の八月と定められた。この期限の延長は Ireland 人の側よりはやかましく要求せられしが、容れられなかった。しかも イギリス人はその結果として Ireland 人の土地恢復を得べきの望みに達せんとせしかば 1665年九月夏に Act of Explanation なる法律を制定した。その主なる条項は、

(1) ~~make~~ 未だ claim を聚かざる "innocent" の土地恢復を不可能なりしむ。

(2) King との Peace; 或は King の Ensignmen なりしことを理由とする Ireland 人の土地恢復は、その土地が Cromwellian によって占有せらるる ~~場合~~ 故に限りのみ行はるべきものとす。

(3) Act of Settlement によって King の得たる権利 ["innocent" に都市における所有を恢復せしむる権利] を廃す。

(4) Protestants に対して 1659年三月にその所有せる土地の $\frac{1}{3}$ を放棄せしめることを以て安堵なる換地に完つ。 ~~(by Catholics)~~

그러므로 Innocent는 Freedom과 자유로운 사상 발표권을 가지고 있었다. 또한 King 부부가 Charles II의 파리-브리타 조약, Emancipation 칙령과 Catholic 교회 대표자 회의(1801년 파리에서 열림) 등에 의해 Catholic 교회는 대혁명 이래 처음으로 자유로운 활동을 할 수 있었다(Butler. P.197—198). 정치 문제에 있어서는 전혀 간섭하지 않았다. Pressent pontificate는 Gallicanism과 Ultramontanism의 대립이 심한 시대였으므로 Pius VII는 Napoleon과 Concordat(교황=나폴레옹 협약)를 맺었다. 그 후 나폴레옹이 러시아 원정에 실패하자 Fontainebleau에서 Concordat의 수정을 요구하다.

그러므로 Innocent는 Gallicanism과 Ultramontanism의 대립이 심한 시대였으므로 Pius VII는 Napoleon과 Concordat(교황=나폴레옹 협약)를 맺었다. 그 후 나폴레옹이 러시아 원정에 실패하자 Fontainebleau에서 Concordat의 수정을 요구하다.

그는 James II가 William III의 권위 하에 1689년 Bulletin을 Bulletinist로 펴냈다. 그 기원은 Bollandist 중 최고의 권위자였으며 Bollandist 중 최고 학자였으며 Gallicanism의 주교 가운데 3인 중 1인이었다. 그 Bulletinist로서

Limerick 条約の一項.

"All the inhabitants or residents of Limerick, or any other garrison now in possession of the Irish, and all officers and soldiers, now in arms under any commission of King James, or those authorised by him to grant the same, in the several counties of Limerick, Clare, Kerry, Cork and Mayo, or any of them, and all such as are under their protection in the said counties, and all the commissioned officers in their Majesties' quarters, that belong to the Irish regiments, now in being, that are treated with, and are not prisoners of war, nor have taken protection, shall on submitting be left in possession of all their estates, rights, titles, etc. which they held or were lawfully entitled ~~to~~ to in the reign of Charles II. (Butler. P.222)

之が Treaty にありて Act にありしなり。

Act of Attainder を制定し、一定期限内に James に対する忠誠を証明せざる者 [England より一定期限内に帰国せざる者を含む] の土地を没収するものとなした。これにより罰せらるべき Protestants は 2000人ありたり。[Cromwell の為に没収せられし Catholics は 8000人]。しかるに James は William III の為に敗軍し、William は James に加担せしことの innocence を証明し得ざる者の土地を没収したり。但し Limerick 条約により降服せし者は Charles II の時に於ける その所有土地を保有すべき旨認められたるものとせり。但し第5 Treaty にて認められし文句が其通承認されて制限せられ、Ireland 人の不利益になった。[しかしこの条約の為め 1,283 人の Catholic 地主がその所有地 (233,106 Irish acres) を保有することになった。(Butler P.227)]

William 没収の結果 Ireland の Catholics 人の所有地は (1700年) 一部分 English acres に直さるるものとなった。~~Cromwell の没収に比べて土地を~~ Restoration によりて土地を返復せしめ大地主等も再び再び没収せられ James に依りて France に移され、かくて Ireland の地主は Irish history より影を没した。Butler 氏の説に依れば Ireland の土地の中 Catholics 地主が有せるもの Henry VIII の時には全体の $\frac{2}{3}$、1641年には $\frac{1}{2}$ (Petty 氏の言と比較するは疑わしけれど)、Cromwell の時には $\frac{1}{13}$、Restoration では $\frac{1}{17}$ 又は $\frac{1}{19}$、William III の時には $\frac{1}{20}$。かくして 十八世紀の Penal Laws は実にこの残されし小部分をも没収せんとの目的を以て出でしものなりしなり。Catholic 地主の或る者は emigrate し、国内に残れるものは Protestant に改宗する者多かった。Penal Laws 発布後 (1700年 = Catholic owners に所有せられし土地は 1,000,000 English acres に過ぎざりき。(Butler. P.272)

Gibbon Edward Wakefield: An Account of Ireland, Statistical & Political. 1814.

七十年にして Catholics は土地を lease するを許さず、遂には定期の土地所有権を認めるに至りしが、Wakefield 氏の "Account of Ireland" を著はしたる時 (~~1811年の~~ 1812年) には Ireland の七 counties は一人の Catholic landowners を有せず、21 counties に ~~35人~~ 六十人の少し上を数へたるのみ。(Butler. P. 233–238).

上述のごく Ireland に於ける confiscation は久しき期間に亘り徐々的に実行せられ、そは燎原の火すめくごとく燃きつくすべき草なきに至りて鎮火したるか、何か知らにかくのごとき土地没収が行はれしか?

蓋し近世資本主義発達前に於ては土地は最も重要なる経済的財産にありた。イギリス人の アイルランド征服の経済的動機は土地の掠奪に始した。~~Tudor 王朝~~ 或は武器を以て、或は法律命令を以て [年 illegal に !!] その土地を掠奪せんとすることに集中した。彼 Henry II 以後の封建時代には古い土地の封建的征服と掠奪とに基づきたるが、Mary や Elizabeth の時代所謂中央集権国家の発展的程度の如何に応じ、重商主義政府が財政を敏感せざるを得なくなりた時代には、単なる収奪の最後を以て満足する能はず、進んで植民事業を行ふを利益なりとなした。Bacon は James I に対し Ireland 殖民を建議して、之は英国 England に於て過剰人口の他国へ移さんとする人民を移し、同時に Ireland に於て土地開拓の為に有用に使用することを得るなり二重の利益あり、吹かれ沮洳地に家を建つる者、その水を排除し、以て開墾地は実用に利用せらるべきものなりと。(Zimmermann, Kolonialpolitik に引用)。しかして十七世紀には資本主義の萌芽が既に

商人資本の蓄積によりてあがなはれ、之等の商人は植民地に於ける土地投資に interest を持つに至れり。Elizabeth 時代以来イギリス人の北米植民も行はれたがその特色はやはり営業植民であって、別に London 商人の莫大の出資ありしによりて之が実現せられ得たのであった。(Cunningham. The Growth of English Industry & Commerce in Modern Times. P. 119–120, 126。渡辺氏 P. 21)。Ireland 植民も同様である。既に述べしごとく Derry は London 商人等の出資の故に Londonderry と呼ばるるに至ったのである。又 Cromwell の植民の事業は soldiers と大資本家の "adventurers" "Contractors" なる投資者であったのである。

北米においてはイギリス人は Indians の土地を得、Ireland に於ては Ireland 人の土地を得た。両者には性質上の差異はないけれども自然的及社会的環境の相違は、植民の結果に於て異る様を呈しめた。自然的には アメリカ は土地広く、アメリカ インディアン は文化程度低かりしに対し Ireland は土地狭く Ireland 人の文化程度は非常に低いといふのではなかった。

アメリカ

(1) 土地広くして colonist と natives を共に居らしめるに足る(土地所有広い)。Reservation をなすことを得た

(2) natives はその旧居住地より遠き地に追ひ、colonist と mix せざることを得た。

(3) natives は土地を失い 伝道せられ 奴隷化せられて之に反抗する事なかりき。

アイルランド

(1) 土地狭くして、natives の土地所有を迫める結果すぐ出でたった。Segregation Policy の失敗 ~~(Connaught に移住せしめた)~~。

(2) natives は山地に追ひ或は海外に移住せしめ、その多くは Colonist に対し tenant となりて混居するものとなった。

(3) natives は反抗力を有したり。

Confiscation の政策.
Confiscation 政策の ~~[illegible]~~ 及び Colonization
[illegible]. [illegible].

在来の "custom of the country" に基き tenant は永久的 tenure を有スルモノトセシカ、後ハ lease ノ期ガ二十一年ノ例外的ニ延ブル。

** 1695年の Act of Parliament ニヨリ livery of seisin (占有), 又ハ parole ニヨリテモ設定セラレタル All leases, estates, interests, freeholds or terms of years ... of lands ... ハ商後単ニ leases or estates at will, 效力ヲ有スルモノトセリ。又ハ rack-rent (tenant ヨリ) ノ採取スルコトヲ目的トセル。ソノ結果ニハ三年以下ノ期限ニテ $\frac{2}{3}$ 以上ノ rent ヲ yield スベキ lease ハ此ノ法律ノ適用ヲ除外セラレテ居リ。カクテ土地ハ第二 "Source of revenue" トシテ考ヘラレ、之ヲ ~~地主~~ absentee ~~landlord~~ tenant ハ第一ノ源泉ト考ヘル新事実ヲ失ヒタリ。(O'Brien. 18th Century. P. 54)
小作権ノ不確実トノ結果 地主ハ不在地主ヲ、又ハ Ireland ニ居住スル者デモ Protestant デアッタ。故ニ Catholic tenants

* Ulster の protestant settlers の多くは最初より England 流の農業制度ヲ守ッタ。(fixity of tenure: Common law 的)。Ulster ニハ後一般 protestant tenants ニ対シテモ この "Ulster custom" ヲ認メルニ至ッタ。(はけしき抗争の後)。

②

前ノ入レル

{Ireland に於ける土地収奪政策は先づ clan system を破壊した。clan system の下に於て土地の耕作割当に従事せず搾取的地位の "Churls" or "native" (unfree class) は Ulster を除き plantation 行はるゝも放置せらるゝことあり。又 free clansmen (aristocracy) の土地は Ulster の一部その他数地方のみは Henry VIII 及 Elizabeth の時に一旦 Chiefs の所有地とされ、その後 Chiefs より之を没収した。他の地方では free clansmen は土地所有者として継続し、James I の政策によって数多く打撃を受け Cromwell の時代は全く跡を絶たしめられた。(peasant proprietary の消滅)
多数に分割された土地は没収せられても tenant の小作権は保証せられ、** [illegible] Penal Laws の発布の結果、Catholic tenants の小作権は "fixity of tenure" を失はしめられ (大きな Ulster を除き Ireland の小作権は) tenancy at will の状態に置かれ ~~[illegible]~~ (この結果 ~~[illegible]~~ の小作人は) った。(Ulster の tenants は protestants)。} その結果、土地所有者と耕作者とは法的に完全に分離し、土地の権力は絶対的にして小作人は ~~法的に~~ 花的に全く分離し、その多数の有産的者の共同生活 (共存共栄) 思想は ~~[illegible]~~ 貧者の搾取状態は miserable なるものと ~~[illegible]~~ 認めらる。(Butler. P.242)} 一方 {England には manor system, 大陸には communal system (共産的共同体) ~~[illegible]~~ 行はれ ~~[illegible]~~ その serf といへども landlord に対して芝生の権利を有し、地代は serf の耕作地を奪ふことを得ず。又 tenants は Common law に於て放牧採草の権利を有し、しかも Ireland には地主は耕作地を任意に奪ふことを得ず。又 Ireland には森林原野も地主は多く、極めて僅少の Commons ありしのみ。小作人は individual に地代を納めたり。かくの如き ~~[illegible]~~ 私有財産制、個人主義的搾取制度の出現}

* 多数ハ不在地主ノモノ。

以来の confiscation の結果である。

此の土地強制没収政策の強烈なる刺激は 永い間 Ireland 人の反抗を醸成し 十九世紀末以来 その反抗運動 成功して、土地は再び旧所有者の手に帰りつゝあり、peasant-proprietary と共同農耕経営との principle が再び認められつゝあり。この世界の農業革命は信じ難き「多額はかりの費用を費して出られたか！しかるに それは 金額はかりの事ではない。多額なる時の浪費、多額なる熱、感情の収穫、国民統一の分裂、たやすく実に有利なる点に向け得べかりし国民的精力の消費！長期に亘って見れば England にとっても此の犠牲のまれにみるほど多かりしかを知るべし。(Butler. P. 2-3.)

そは土地の没収は 農業国に於ては 社会経済的基礎の破壊 収奪なれば なり。武器による没収 又は 法律的詐欺による没収 或は「適法」なる 強奪行為に基づく 農民と 国土との間の土地所有権が 地主者に移ることは 大小地主にとりては 土地の喪失、小作人にとりても 従来小作権の 喪失を意味すべく、耳住者の 多額又は僅少 全部的に行はれたる 政策、又は 甚しく 労働力に 強圧力を 有せる 場合の外は、必ず 耳住者の反抗 抵抗 生ずるであろう。東洋拓殖会社の "plantation" 事業の 鮮人怨嗟 となりしことを思い合はすべし。

Ireland には

土地を没収す

二

「Irish が Catholic ナルカラ political reason トナリ, 且ツ oppressor ニ対シ antipathy トナリ」(Lecky) — White. P.55

penal laws — White P.60

Cromwellian war ニ於ケル。

セセル:: landlords ガ最ト苦ミタリ

tenants :: 直接 attack セラレズ 且ツ customary law ニヨリテ protect セラレタリ。(fixity of tenure)

17セセル:: 左上ノ通ニ付テハ Ulster custom 行ハレ居タリ。

又土地所有ハ信教ノ如何ヲ問ハザリキ

Cromwell ハ Restoration ノ頃ニ Absenteism ガ始メテ起リタリ。

Improvement ニ基ク増収。(Irish revenue ガ England ニ流出シタル。

1682年ニ absentee landlords in England ニ flow した 額 £157,465. ト見ツモラルル。又ある authority ノ場合ニハ 1691年ニハ £136,017 ト見ツモラレタリ。

(O'Brien. P.136)
17th Century.

O'Brien. 18th Century P.59 ニヨレバ

1682 -- £78,752
1691 " £91,652

ドウシテ此ノ如キ相違ガ出テクルカ。
如何?

第五章 Penal Laws. (Catholic Disabilities)

Ireland征服は又社会的にも貫徹せられた。1367年のStatutes of Kilkennyはireland人と英人との社会的経済的交通を禁じて両者の同化を阻止せんとせるものなり。両者の相隔離、産子、Ireland婦人を英人の傍聞者達に入れること、Ireland人の牛を英人の牧場に、又は英人の牛をIreland人の牧場に放つこと、Ireland人に兵器、武器、其他あらゆる物資を供給すること、Ireland人の服装をなし、~~其他~~ Ireland流の髪をはやし、Ireland流に乗馬し、Irish nameを有し、Ireland語を使うこと等はすべて~~禁止~~死刑せられ、特殊の家族を除外して一般Ireland人は英国法廷に出訴すること能はず、Ireland人を殺すも罪とならず。わけてIreland人に対しては闘争の義務を負担すべきものとせられた。上等の紳士達又は和人は土地を授与されたり。この法律の為め貧乏人民も~~上等~~の法律は厳格に実行すること能~~はざりき~~ず。その祖先しはPaleの英人であって彼等はIreland人と結婚なくしてはそなすべ能はざりしものなりしを以て漸次法律を世紀にIrishに同化して行ったが、ともかく此法律は1613年迄継続したるものであった。而して此年に廃止せられしはElizabethの時にIreland人の殺を以て征服せられしが故なり。(Lawless. P.117 参照)

宗教上の圧迫はHenry VIIIのAct of Supremacyに始まり、ElizabethのAct of Uniformityによりて Common Prayer の Book を強制使用せしめん

1704. Sacramental Test. —文武官職公職につくには Established Church の教会の Sacrament をとるべき条件にて。之により Presbytarians や Catholic 同様公職につくを得ることとなった。
実際上は(或いは Dissenters は)更に進みて Anglican saints-days や holidays に労働することを有罪とし、Established Church の教義を教へざる学校を閉鎖せしめ、Queen Anne の時代には Presbytarian Churches が閉鎖を強ゆられしことすら多かりき。(James Winder Good. Ulster and Ireland. 1919. P. 24-25)

—しかもこれは英語で書かれた— 又 Catholics の聖物破壊等のことありて Ireland の信仰を蹂躙した。貴族 Earl of Bath 伯爵は "Oath of Supremacy" を拒むを以て公職とし、又 monastery 等を破壊してその土地を没収し、又 tithe を国教会に納むべきを策した。しかし乍ら当時の Catholic 信徒の重限は Pope や Spain の勢力を恐れるその政治的理由によって、政治的生活上の自由を主張することはうかがった。

次に Limerick 条約の締結後制定せられし Anti-Catholic の諸刑罰法規 (Penal Laws) は Catholic の社会生活及び生活の全般に亘りて之を圧迫し「彼等を貧困にし、之を貧困に keep する」を目的とせるものにして、十八世紀一世紀の久しきに亘り効力を有せしことと相まって Ireland 農民人窮乏落魄の原因となれる如き。特に Northern Ireland に比して Southern Ireland の進歩の遅れし重大なる原因となれり。Northern Ireland の Dissenters (Presbyterians) に対する差別法規は彼等の官職に就くを禁じたる Test Act (1779年度) のみ存ったが、南部 Ireland 住民 Catholics に対しては次の如く諸般の生活方面に亘りての圧迫ありしき。

(1) 社会生活上の公の地位につくを許さず:—Ireland 議会の被選挙権。選挙権。Corporations (自治体) の選挙権被選挙権。magistracy (治安官), bar, bench, grand juries, vestries: sheriffs (執行官), solicitors, gamekeepers (猟場番人), constables (警吏): army, navy 士官(の地位)に就くを得ず。又武器を携帯するを得ず。

(3) 宗教上の制限。— Roman Catholic bishop, archbishop 其他の僧職、monk, nun 其他の修道僧は Ireland に入ることを許さず。之を領治せしめんものは ~~その~~ 罪名三に及べば全財産を没収す。Parish priest は登録せられ、その死亡したる時は補欠を許さず。之を犯したるものは high treason となす。（之等の規定は厳重に実行出来ざりき。多くの priest が大陸から入った。）

Catholics は十字架を立て電柱巡回もなし、その教会に塔を建て鐘をつることを禁じられた。

(5) 軍隊上の制限

Catholics は二個の militia 税を支払う義務を課せられる。

Catholic 間に騒擾起りたる場合には Irish Catholics は Protestant にたいする騒擾の損害を賠償する義務ありとせり。

two justices, or a mayor, or a sheriff は何時にても家宅捜索を命じ武器を発見すれば業主国家危害の刑罰に処す。

一 £5. 以上の価格の馬を所有することを許さず。Protestant は何人にても £5 (5s. 0d.) を提供して any Catholic の馬を取得し得るものとす。→ 主従、宮廷官吏、司法官吏等多数を禁ずる。又軍事に携はることを許さず。

(2) 教育上の制限。 大学に入ることを許さず。guardian (後見人) of a child たること、家庭教師たること、usher (助教) or private tutor たること。その児童を外国留学せしめること、書を禁ず。Popish schoolmaster を発見せる者には £10 の賞金を提供す。1733 には Catholics の為めに charter school が建てられたり。之はその児童を Protestant に養育し、親の宗教を破壊せしめんことを目的とせるものなり。* →

Catholics の貴族 直接的圧迫（宗教上の義務をいつはる）

(4) 家庭の破壊。 (カトリックの) 父を誘惑して 宗教上の不和を来たしめん。Catholic なる人の eldest son が改宗すれば、父の全財産の当然定期相続人となり、その父を mere life-tenant の地位におとし、父がその財産を売買、抵当その他の処分を為す権利を奪う。

妻が改宗すれば夫の control を脱し Chancellor (衡平裁判所) は夫の財産の一部を妻に与うるを得。子が改宗すれば直に父の監督をはなれ、父の財産の一部を与へらるべきものとす。

~~(4) 経済的圧迫~~ Catholic と結婚せる Protestant、又は

~~(4) 教育上の制限~~ 児童を Catholic 流に educate せしめる者は何れも Penal Law を適用せらる。londoner なる Protestant woman が Catholic と結婚すれば、その ~~土地~~ 財産は直ちに奪はれて nearest Protestant heir の手にうつる。

성경에서 Matthew 의 고백록 Matthew 는 Pretium 등 표현을 사용하였지. 이 pretio 는 프세비우스가 번역한 말이다.

(나) 용법상의 차이

(a) 소유=팔다. Matthew 는 Pretium 자기 스승을 팔았다. 소유물

자기 재산을 팔다: ut omnia, 을 mercatores 에 dant. (Luphmi, pecuniam)

Essence for more than 31 years 를 가리킨다. 스승의 prophet 이 되었다 (이 보다 훨씬 훨씬 훨씬)

의 가치로 성경에 등장하는 Esse 로 보아야 한다. 또는 pretio 는 가치

고 나타낸다. 단= 보다 좋은 구조가 있다. 보다 더 소중한 대상

중요한 자 라는 Pretium 이는 이 Jesus 의 prae 상대가 없는

것이다. Matthew 는 성경에서 가장 중요한 Matthew 의 pretio 를 사용하였다. Lunitie,

solicitor ~~の~~ には Catholic はなれた。又 solicitor は Catholic で apprentice を使用することを禁ぜられた。

以上の如き Penal Laws も十八世紀末には、漸次廃せられた。(1778年には Catholics は long lease を得ることを認められた。) 即1781年には土地 ~~[illegible]~~ に関する相続及財産の自由が認められ、1793年には選挙権が与へられた。しかし、Penal Laws の精神は尚残った。Catholics に対し ~~1778年~~ rack rent 以下の lease 契約を禁ぜられ、法律は1779年に変ぜられたが、その後も ~~その~~ 契約は "rent-rule" として実際上に遵守された。Bank of Ireland の director の地位は1793年に Catholics にも開放せられたが、実際上その数も Catholic の為し得ざる oath を必要とせしめられた。此規定は1830に変ぜられたが Catholic 除外は尚実行せられ、1844年に ~~Dublin~~ その他行の Dublin における使用人 (clerks) 220 中 Catholics は僅かに三人ありしのみ。尚一般的に Catholics に対する経済的条件は ~~[illegible]~~ Penal Laws 廃止後もつづいた。(O'Brien: Economic History of Ireland from the Union to the Famine, P. 503–504).

Penal Laws の精神は Catholics の ~~[illegible]~~ 貧化にありた。~~法律は彼等は~~ ~~抑圧し刑罰せらるべきものとして存在した。而して Penal Laws の用途は~~ Catholic 教そのものを抑圧せんとの宗教的理由よりもむしろ Catholic 教徒の財産及政府的活動の ~~[illegible]~~ 圧迫を目的とせるものなり。しかも Catholics は何等にもその指導の政府を求むることを得ざるものとせられん。議会も政府も、その都市財産の公的機関を有する自治団体 (Corporation) も、彼に属する vestry (教区委員) も、彼の訴訟すべき有司

O'Hegarty. P. 36, 39, 41.
O'Brien. 18世C. P. 27下.

(magistrate)も、彼の訴訟を準備すべきsolicitorも、之を弁論すべきbarristerも、之を裁判するjudgeも、~~之を~~記録を調査すべきjuryも悉くProtestantなるものとせられたりである。Catholicsは法律上には甚だ抑圧し刑罰せらるべきものとしてのみその地位を認められた。かくのごとき社会的政治的経済的諸関係の多項に亘る厳格なる差別的抑圧規定が一世紀の久しきに亘り全住民の四分三に対して課せられ、しかも之れ仏国の叛乱ありしにあらずして、ただCatholic教徒にすぎしその宗旨のために抑圧をかうむることなかるべき明文の保障をうけたりしLimerick条約の~~[illegible]~~後、~~[illegible]~~その根本から蔑かるるに~~[illegible]~~課せられし~~[illegible]~~ものであった。〔Penal Lawsはcatholicsの反抗を怖れて課したるものにあらず。英人の政治的Lordが確立せられしために課せられたり。その根拠を全からしめんために課せられしなり。〕"但定の下に於て最も暗黒なるpageの一つと云うべきはこれなり"（Lecky, W.E.H: A History of Ireland in the 18th Century; quoted by P.S. O'Hegarty. Ulster. P.41）。

Penal LawsはたゆにIreland人を貧困窮乏に陥らしめしのみならず、勤勉にはげむあらゆる奨励を阻止したるために、怠惰放逸の習慣をなせしめ、~~虚偽宗教~~且つ虚偽宗教~~の~~を事とし道徳的堕落の堕落をなせしめたり。一民族の一の原因が国民品性の使命にありとせば Penal Lawsはireland政府不振の~~の~~なりとせざるべからず。

（補保）

Hmd Zuuw は 言葉を 発音する 音節を 母音で 終わる ように 発音する ように 母音の 連続を 嫌います。 音節を 構成する 母音は 子音 に 比べて 長く 発音 されます。 ~~母音は 子音に 比べて 長く 発音する ように 母音の 連続を 嫌います。~~ 例えば、 kaa「木陰」と kaa「鳥」は 長さが 違います。 ~~kaa「木陰」と kaa「鳥」は 長さが 違います。~~ 子音 は 母音 に 比べて 短く 発音 されます。

(1) 単語 の 強勢

(2) 強勢 の 役割 (1種) ~~強勢~~ を 置く 音節 (はじめ 中 おわり) 。 ~~を 置く 音節 (はじめ 中 おわり)~~ 。 ~~を 置く 音節 (はじめ 中 おわり)~~ 。 ~~を 置く 音節 (はじめ 中 おわり)~~

Penal Codes. — Ireland 内部に於ける colonist 対 natives の関係。

Commercial codes — Ireland (colonist 及 natives) 対 England の関係。

Legislative Independence.
(1) 外交政策独立
(2) 植民地政策 — 一方は colonist の要求を check することもあれども
一般的には colonist の利益を擁護す。

第六章 "Commercial Codes". (産業及貿易の制限)

Confiscation 及び Penal Laws は Ireland 内部に於て colonists たる英人が natives たる Ireland 人を抑圧し自己の利益を推進せしめたるものであるが、[英本国が Ireland に干渉して自己の利益を進めんとするにありては Ireland 内の colonists と natives と共同利害を有す] Ulster を除き他の地方では colonists は tenant として natives ~~とは親族たるの如き~~ Penal Laws の規定に拘束されの苦況を分ち Cromwell の Connaught への植民政策を十分に実施するを得さりき。而して英人の移住は Penal Laws の規定に拘束されて ~~自然的同化~~ [Cromwellian soldiers 等は自然に Ireland 社会に同化して来たるが、十七世紀から引き続いて英本国で重商主義政策により Ireland の産業及貿易を英国の利益に従属せしむるに及び、colonists と natives とは一国民として政府(英国の)に対抗するに至れり。

Ireland の主たる産業は農業及牧畜であったが、そのうちの何れが特に発達するや、同じ牧畜のうちでも牛であるか羊であるかは、英国の利益の要求によりて決定せられた。Ireland で発展すると雖も ~~工業~~ 織物と亦英国利益の許容する ~~範囲に~~ もの丈に止まった。

十七世紀には Ireland の耕地は Pasture と比すれば甚だ小面積であったが (1672年 Petty の見積によれば耕地 500,000 acres, 牧地 7,000,000 acres — O'Brien. Econ. Hist. of Ireland in the 17th Century. P.145). 併し Ireland は

尚教徒領主間であった。牧畜が決定的に耕地を駆逐するに至りしは1730年頃であった（O'Brien. 18th Century/. P.108）。蓋し Penal Laws の下では耕作に対する刺戟なく、Catholics は絶対的に profitable なる tenure を奪はれ、自然に牧畜が選択された。

〔(1) tenure不完全なる故移転に便利なる牧畜の方を選び

(2) 耕作のために土地改良費を投じても tenure 不完全であり、又その費も回収出来かねる故、土地改良費を要せざる牧畜の方を選び、

(3) 牧畜用地として waste にしておけば Protestant がその lease を奪ふ危険少く、現在の占有者がその lease の更新を得る見込み大なること

(4). 資金の回収速かなること

(5). 牧畜者の利潤を確かむることは困難にして rack-rent 搾取の虞を免れやすきこと。(*)

(6) 1730年頃 加えるに当時英国に於ては羊毛業発達の時期にあり、又 cattle に対する需要多くあり、英国と1758に Irish cattle の輸入を自由にした。（大陸には1715の平和以来、英国の需要の代りにいわゆる pasturage をなして勃興した）

(*) (6) 1735年に Irish Parliament の決議は pasture land よりは tithe を徴収せざるべき決議をした。之は法律とは成らなかったが実際 tithe-gatherers によって実行せられた。

(7) lower class of people の常食は bread よりも potato であった。

かくて tillage は衰微し（農地が多くなった）smaller tenants は

Grattan's Parliament.
Foster's Corn Law.

England に対する Irish cattle 輸入。Restoration 後三ヶ年間の平均 60,000 頭。(O'Brien. 18 th C. P. 217)

〔Irelandよりの穀物輸出は殆んどなくなり、且つその消費する corn の大部分は外国より輸入するの状態であった。〕

他に過きて又は牧使を餓死せしめ、Ireland 議会は農耕奨励の金を設け試みしが、恐らくは英国 Privy council の反対の産業禁止を強制した。(O'Brien. 18 th C. P. 110-111.)

〔6 Anne, c. 18 を以て麦 wheat 輸出に対する bounty が定められた。

1759年には Ireland 内にて発せられた corn を Dublin に運搬する inland carriage に対して bounty を与える法律が制定せられた。(Dublin 住人及在の首府丁のみ利益す。他の地方は為めに穀倉時を不利益を被りたり)。〕 1770年代に至り始めて Ireland に於ける穀物耕作が積極的に奨励せられ、種々なる bounty が与へられ、(George III の和平 ~~[illegible]~~ 四年 ~~[illegible]~~ 二年)

(1) 1778年に Catholics は long lease を与へられる。

(2) England に於ける manufacture の発達、農耕のすたれたること。

(3) French revolution. — Irish corn に対する安価となる。

〔穀物耕作の奨励は 1784年 Foster's Corn Law に絶頂に達した。(O'Brien. 18 th C. P. 117. — Grattan's Parliament ノ項ニマワス)〕

耕作は discourage せられ、pasture が多く行はれることになったが、Ireland は元来 cattle の産地にして、その輸出高の $\frac{3}{4}$ は英国に向けられた。しかるに英国議会は 1663年の法律をもって fat cattle & sheep の Ireland & Scotland より輸入 ~~せらるるを禁じた~~ は一定の時期のみ許す ~~[illegible]~~ (O'Brien. 17 th C.)

1666年. all cattle from Ireland, fat & lean, dead and alive, at all times, & also sheep, swine, beef, pork & bacon の輸入を禁ずる法律英議会を通過。〔後 ~~mutton~~ mutton, lamb, butter, & cheese を禁輸入に加へ。〕

1668年. Irish horse & cattle を Scotland に輸入する事に決した。

かく cattle 輸入の禁止令は England に於ける landlords & cattle-breeders の利害擁護運動の結果であって、その Parliament を動かしたるは Irish cattle の輸入は rent を下落せしむるものであった。併し実際は 年々輸入せられし Irish ~~ox~~ cattle の價額は £80,000 位で、英国の消費 ~~する肉の~~ 量の $\frac{1}{100}$ にも過ぎざるほどであったから、此の輸入禁止の為め一般の地代 ~~を~~ は大いに上ることは無かった。(O'Brien. 17世C. P. 155)。却って肉類の價が上り従って wages 騰貴し、cattle trading に従事する商人及 海運業者、英国内に於ける皮革商人及製造者、Ireland に対する穀物輸出減退に伴い英国の利益者、Ireland に於ける羊毛業の発達に伴い英国 ~~羊毛業~~ 牧羊者、関税収入の減退による国庫、Ireland の移民下落による英国在住の不在地主等は ひとしく損失を被った。Ireland の cattle 業者が打撃をうけしは いふ迄もない。即ち この Cattle Act なるものは英国に於ける少数の cattle-breeders 及 cattle 放牧地主のみを利せしのみ。

Cattle trade 抑圧の結果 Ireland の牧地は Sheep に代った。~~Irish wool は English wool と同様良質なるものであった~~ 然るに Strafford 出れば早くも英国 ~~に対する競争と~~ 羊毛業の利益を擁護するために Ireland の wool industry を抑へ、その代りに英国において競争となるべき linen industry を奨励するの政策が取られた。~~wool~~ wool は(raw material なる)他地に向っても輸出 ~~は自由~~ し得るものとせられたが、license を要するものとし、英国以外の諸国への輸出奨励金は

Ireland の woolen industry は概ね Protestant の手に帰し、Catholics の間には勢力せざる Catholics が之に参加することを Protestants は拒否せり。されば Catholics は woolen industry 従って sheep に対しては反感を持つに至った。[1689年の Revolution に際し彼等は多くの羊群を ~~奪い去~~ 奪って殺した。されば 1698年の woolen industry 抑圧の結果多数の Protestants は emigrate し、Catholics は従来牧羊地なりし土地に tenant として reinstate せらるゝ傾向であった。(O'Brien. 17世C. P. 221).]

Ireland 内では Protestants 対 Catholics. (Protestants 即 colonists が woolen industry を monopolize す。之は natives の経済生活を圧迫する。(village の少きこと) 抑圧傾向あり)。

Ireland 対 England の関係では 後者の monopoly。之既的関係である。

cattle Act の後土地が牧地となりすして放牧地となりしは 此の為めなり

* 1675年、Exeter weavers が Ireland へ移住、彼らとの見行かし Devonshire weavers の loom を進捗せり。
この頃 England より fuller's earth（漂布土）を Ireland に export すること禁じたり。

（或は又 England への輸出は許は突然によりられたの）
著しく害悪に定められたのみ以上 英国へのみ輸出せるものであった。
又 woolen products は（以降に）1660年の法律により英国は Irish woolen cloth の輸入に対し事実的課税を制定し 1663年の Navigation Act によって英国植民地への輸出を禁じた。（植民地への輸入品は一切 ~~English~~ English built + English manned ship により England, Wales 又は Berwick-upon-Tweed より積出されるべきものとせる）。

かくのごき状況の下に於て Ireland の wool 業者に残されしは外国に対する wool products の輸出のみであった。Cattle Acts の制定後 彼等は毛織物の輸出に力を注いだ。しかもそれは直ちに英国同業者の jealousy を招き（~~彼等は~~ その反対運動の結果 ~~に対抗したので~~）せられたるに対し William III は "Gentlemen, I shall do all that in me lies to discourage the woolen manufactures in Ireland, and to encourage the linen manufactures there, and to promote the trade of England." と宣言した。之に基き 1698年に all woolen manufactures, including frieze（毛布）, を England 及 Wales 以外に export することを禁じた。しかして ~~英国~~ Ireland 議会が英国 woolen products の輸入に対し報復関税を課せんとする要求は英国 Privy council の容認せず。従って England は Ireland より原料羊毛（安価な）を得、羊毛製品の自由市場を Ireland 内に保持するに反し、Ireland は原料羊毛の市場を England にのみ有し、羊毛製品の市場は内国市場を除きては外国にも有せざるものとなれり。この立法の結果 Ireland の woolen workers

強制併作契約の励行が過ぎて却って彼自身はその実行を一般的に neglect す。

woolen workers は殆ん Protestant.

りは 30,000人の国外移民者を出し、国内に留るものは甚だしく貧困に陥しいれなかった。又一方では France, Spain 等に対する密輸出が盛く行はれた。

Woolen industry の抑圧に代るに linen industry の奨励をもって償はんといふ。蓋し英国には ~~亦~~ 亦亦亦 ~~亦~~ 亦亦亦 亦亦亦 亦亦亦

linen export

1710年 1,688,574 yards, (£105,537)

1724 二倍ト中

1735 10倍ト中

1766 十倍ト中 百万磅ヲ超ヘリ。 (Chart. P.72)

之等の規定は ~~最初は~~ 十分に実行せられず 亜麻織物に対する関税の徴収は ~~本国政府~~ 役所の ~~怠~~ 甚しき不備を伴ひて到底実行不可能なるものであった。

1698年の Woolen Industry 抑圧の後 ~~声明セラレタル~~ Linen industry に対して与へられ の奨励は 次の如くなられた。

(1) 之の法律通過の直前に Ireland は各種の hemp, flax, thread yarn, ~~及び~~ 及び linen を "duty free" に England に輸入するを許し ~~法律~~ 法律の英国承認を通過した。

(2) 1705年に Ireland より Colonies への直接輸出を許す。但しその品種は "coarse white and brown linens" に限った。(特産品は許さず)

(3) 1708年 Sail-cloth の輸出に対し奨励金を与ふ。

(4) 1743, 1746, 1770. 等の Bounty Acts により奨励金を与ふ。但し "Course white & brown linens" に限る。 ~~& bounty を~~

以上の如く Irish linen に対する奨励といいても ~~co~~ 粗製品に止まらしめたるは、恐らく Scotland に linen industry の興り来りつゝありしが故なり。既に 1702及1703年の Act により加工品 (checkered, striped, printed, painted, stained, and dyed) の輸入 (Ireland よりを含む) に高率課税をかけた。又 1746年に Irish Parliament が sail-cloth の輸出に bounty を課すや英国議会は ~~も~~ その発達を恐れて、(1750年の法律により その輸入に対して) 同率の輸入税を課することにした。又 British hempen manufactures の Plantation, Ireland 及外国への輸出に対し bounty を与へ。

(1910년 ~ 1920년 British Museum, Chicago 및 Berlin 등지에서 발견된 Brunton 로부터 기증된 Helen 초상 및 Mummy 등 Mummy 및 Cartonnage 등 Mummy 및 Cartonnage 등 Mummy 및 Cartonnage

~~Irish~~ Irish

(1) Cotton industry.

(1) Navigation Acts — Raw material ノ也特ニ colony ヨリ import スルヲ許サズ 又 cotton goods ヲ Colonies ニ export スルヲ許さず。

(2) Irish cotton ノ英国ニ輸入ニ対シテハ 25% ノ高率ノ課税ヲ為ス

(3) 1721年ノ法律ニヨリ Great Britain ノ住民ハ Great Britain 以外デ製造セラレタルアラユル Cotton goods 着用ヲ禁ゼラル。

(4) English cotton goods ハ特ニ低き率デ Ireland ニ輸入ヲ許さる。(Irish market ニオケル競争)

(2) ~~Silk~~ Brewing industry.

(1) 1720年, English hops ~~の~~ exported to Ireland ~~に~~ ニ対シテハ~~アラユル~~ 奨励ヲ与フ (Ireland ノ国ニ対スル export スル件)

(2) 1731年, Ireland ヘノ hop 輸入ハ Great Britain (又は外国より) ニ独占ス。

(3) British beer ノ Ireland 輸入ハ低率ニ。Irish beer ノ英国輸入ハ著しき高率ニ課税セラル。

(3) Distilling industry。

「この期ヨリ〔18世紀〕ニ於テ繁栄セル産業ノ一ニシテ しかも その発達は 意図ニもまさりて 国民ニとり 災害たりしもの」 O'Brien, 18th C. P.212.

(1) 国内消費ガ大ナリ (国内 market ニ限セズ)
(2) 地主ハ grains ノ消費者トシテ 此産業抑圧ニ反対ス
(3) 政府ハ 収入ヲ得ンタメ之ニ interfere セズ。
(4) 課税重ガラス。

} 従ッテ此ノ産業ニ対スル干渉制限ハ強んとて無かりき。

linen ヲ除いて 北部ノ産業トシテ発達シタルニ対シ 南部及西部ニハ "Provision trade" ガ盛ンナリタ。之ハ Cattle Act ~~ノ為ニ~~ より ~~live-stock ノ輸出ヲ禁ゼラレタルニ付~~ 北部 Ireland 内ニテ beef, butter 等ノ製造ヲ研究改良シ外国市場ヘノ輸出ヲ増進シ得タルニ依リ。之等食料品ノ輸出ハ外国及 Colonies ニ対シテ限ル事ナク、ハ England ニ対シテノミ禁ジラレテ居タリ。England ニ於テモ食料品需要ノ為メ ~~185~~ 1759年以後ノ禁令撤廃ニ伴ヒ Irish hogs, lambs, tallow, & grease ノ無税輸入ヲ許シ、1770年ニハ skin 及 hides ノ輸入ヲ許ス。) かくて十八世紀ニ於テ Ireland ニテ ~~発達~~ 繁栄スルモノ多シ。発達ハ linen 及 provision ノ二つであって 他ノ産業ハ wool ~~ノ~~ ノみき在来ノ staple industry ニて、cotton, ~~silk~~, brewery, glass 等ノ新産業ニテモ英国ノ commercial interest ハ(に甚く jealousy) その成長を許さなかった。

(4) glass industry

1746年, Ireland よりの glass export を禁じ(一部解禁) 又 Ireland ヘノ import ハ Great Britain 以外ノ諸国ニハ禁ず。(English manufacturers の jealousy)

住民ニ対スル打撃大ニシテ 1779年ニ消滅セラレタ。

上述のごとく英本の ~~植民地~~ 植民的政策等は Ireland の産業の発展を限定したると共に Ireland の商業にも甚しき干渉をかけた。その第一は 植民地貿易である。

1660年の Navigation Act は、Asia, Africa, America の生産物 製造品は England, Ireland, Wales への輸入は England or Ireland 及び人民に属する船舶によるべきを定めた。一方はまた、Ireland に対する制限的のものでなかった

~~1663~~ 1663年 Navigation Act. Europe の生産又は製造 "of growth, produce or manufacture" 物の植民地への輸入は England, Wales, 又は Berwick-on-Tweed にて積出さるべきを要す。但し England 及 Ireland よりの horses, servants, victuals は直ちに植民地に積出を許す。

22 and 23 Charles II. ch. 26,
7 and 8 William III. ch. 22. } 植民地産の大部分は直接 Ireland への輸入を禁ず。

Navigation Act 中は Ireland にとりて特に不利であった。Ireland は England に対しては植民地として、植民地に対しては外国として取扱はれた。~~植民地は他の~~ 英国に対しては そのも産物の直接貿易が認められたが: (25, Charles II. ch. 5). Ireland に対しては かいることも許されなかった。

Colonial trade を ~~禁~~ 阻止せられた Ireland は foreign market への trade を望にして来たが、立も 1698年の wool 輸出の禁止 ~~法案~~ ~~法案~~ 羊毛、毛織物 ~~製品~~ 及び製品の原料又は製品の外国貿易を禁止した。(hops: glass 等)。次で外国植民地との貿易も制限せられた。(6, George II. Ch. 13 に於

Navigation Act の一結果
Irish ship building の衰退

~~運送業~~
運送業の衰退
1698年 Dublin は一隻の船も持たず、
Belfast, Cork は小船舶若干隻を有するのみ、
大船は全国に一隻もなくなった。
1723–1772年の間に Irish tonnage は $\frac{1}{4}$ に下った。
1723年には Great Britain は Irish trade (carry) の $\frac{2}{3}$ を、
1772年には $\frac{7}{8}$ を占む。
1783年に Irish trade に従事する英船舶 360,000トン
Irish, 71,000トン。 (O'Brien. 18th Century. P. 176)

America ~~[illegible]~~ それの sugar, syrup, molasses 等は Great Britain にて精製されたるものに限られはIrelandに輸入すを得ず)。

English market は貿易の保護関税によって閉ぢられ、而してIrelandの home market に於てするIrish industryは満足なる market を有せしめられなかった。

(1) 英国品は低き関税しかかけられないでIrelandに輸入せらる。それの競争。(Irish Parliament により貿易保護は英国 Privy Council が許さぬ)

(2) Irish manufactures は export を許されぬ故に従って大量生産に発展することを得ざりき。

重商主義時代は資本主義の揺籃期なり。当時英国に於て興りつゝありし製造業者は先づ第一に他国の同業者を競争に於て克服せざるべからず。之れ排他的競争なり。第二に多数人の供給及び ~~生産品~~ それの販路を独占せざるべからず。之れ植民地の存在に対する要用なりと主張せられた。今Irelandはアメリカ植民地等と異りて古き文明(「文」と「色」)を有せる文明国であった。しかも英国の政治的支配の下に置かれしものであった。故にIrelandは France や Holland のごき外国と同列なる ~~英国の~~ 産業的競争者として圧迫せらるべく、同様にアメリカ植民地 ~~や~~ と同列に植民地的に利用せらるべきことを要求せられた。之れ産業及貿易に関する干渉政策の結果Irelandに対して破壊的影響を振はさるを得ざりし所以であった。而して此の干渉制度の遂行せらるゝ為めにはIrelandを植民地視することが必要なる

前提である。15世紀には英国とIrelandとは対等国として条約を結んでいた。1660年のNavigation ActにおいてもenglandとIrelandとは差別せられなかった。しかるにRevolution (William III)をもってIrelandを植民地として見ることが確定した。Irish House of Commonsでは ~~自由貿易の件~~ 会議 議の審議にれて ~~多数~~ 通過せらるべき条約の一節のみが定められた。"Let us always remember that this island is a colony; that England is ~~our~~ our mother country, that we are ever to expect protection from her in the possession of our lands, which we are to cultivate and improve for our own subsistence and advantage, but not to trade to or with any other nation without her permission; and that it is our incumbent duty to pay obedience to all such laws as she shall enact concerning us." (O'Brien. 17th Century. P. 224-225)。

植民地は本国の為めに生くべし、本国の利益の許す範囲に於て、本国の利益を追求する方向に於て生くべし、その ~~平等~~ 自由主義的植民政策の原則の最も明瞭にIrelandの下に見えて居る。

3。この原則は併し資本主義の ~~[illegible]~~ 金融資本時代に変質せる現代に於ても根本的に変更するものでない。(共に資本主義なる点に於て)。今日の帝国主義時代にありては 本国(いわゆる企業者)と植民地の企業者とは ~~[illegible]~~ 同一資本勢力に属するものであり、従って、同一資本勢力の経済的支配圏の拡張であり、本国企業と植民地

mono-culture.

Java — culture system.

West India — sugar

台湾 — 砂糖

資本との競争を怖るゝの限内の壊い、併合ふ植民地産業の~~発展~~発展が
西半国の要求する方向に~~発展~~ 専ら発展せしめられ、植民地の貿易が
専らにとりて専ら有利なる様規定せらるゝは当然である。之迄日本の
現代~~場合は~~資本主義と呼ばれて来るのである。

India … 紡績業に対する Lancashire の圧迫。 ~~Excise Duty~~ 輸出税を撤廃せしむ。 棉花輸入に対する関税自主権の要求。

教訓 — 産業計画、

棉作、桑の奨励。（南洋政府の強制的棉作政策

乳幼人はこの小植地の一部を割きて棉を植ゑねばならぬ。この為めもとから乏しかった自給自給物が益々不足した。 現産を作ってもすぐに消費してしまい

〔貨幣の必要に迫まられてゐる。植民、傭兵、南洋の誘惑〕

生産

国税、 消費国税

間接税 間接税及間接率

O'Brien. 18世 C. P.223ニスル
mono-trade の失敗。

自主的共同社会ニアリ mono-culture タルコトナシ。此点ニ於テ中世ヨリ近代ニ至ル生産ノ主要ナル形態ガ第一ノ分裂トナル。
自主的 community ノ消滅

Ulster Presbytarians の アメリカ移住.
Cattle raising — consolidation
Catholic tenants の競争地代支拂ニよる Presbytarian tenants の eviction
1728–1729年の一年間に 5,655 Irish が Pennsylvania の方にさへ移住せり.
1740年の飢饉後は殊に多くなり年々 12,000人が Ulster を去りて移住せり.
1771–1773年には 30,000人が移住せり。(Good. P.27–28)。
之等の移住者は Protestants (dissenters) にして、主として独立戦争の中心勢力となれり。(「其中の独立宣言に署名せし者の半は Ulster より出でし人々であった」— James Winder Good. Ulster and Ireland. 1919. P.28)

第七章 合邦 (Union)

"Commercial Codes" は Ireland の産業中 linen 及 provision にのみ発達を許した。(逆説ニ外国市場ヲ目的トスル mono-culture 若くは mono-trade は之に打撃の来るときは国民の全経済を破壊せしむ。) 而して mono-culture, mono-trade は ~~地代地に対しては~~ 本国の政策により発祥せらるる事多し。(地代地代のみ生ずる) (蘭領東印度の spices. 西印度諸島の sugar 等。Ireland もかくて mono-trade の国となった。) 而して之に対する打撃はアメリカ独立戦争によって来た。之によって linen は market を失い、1774年に全国の weavers の $\frac{1}{3}$ は失業した。[County Longford には 1797年には 2000 の looms の休止状態に。1774年には たった 20 のみ。1771–1774年に一万人の weavers は米国及英国に移住し、而して残留者の多くは day labourers となって貧困に陥落した。(O'Brien. 18世 C. P.224)]

之に加うるに 1776年の Order in Council は Great Britain に仕向けられる beef, pork, butter 及 bacon を除きあらゆる牲畜の provision も Irish port より ~~Great Britain に仕向けられる~~ 輸出を禁じ、1778年May 27日の勅令は Great Britain に対する輸出をも禁じ、同時に Irish ports に於ける外国の船舶をも抑留した。蓋し英国の圧迫を受けてアメリカに移住せる Ireland 人殊に Ulster の Presbytarians 等はアメリカ独立戦争の有力なる一中心として活動したる故に、英国は Ireland の provision の "revolted Colonies" に対する供給を阻止せんとしたるものならん。 とにかくこの頃

は産業決壊に国的貧困の状況を呈し、1778年にDublinのみにて二回の大集会を見た。

かゝる事態に際しIrelandは之の救済策をFree Tradeに求めた。~~1778年Grattanは~~Irish Parliament~~に於て~~その要求に対し英国下院では次の決議を通過した。

(1) woolen and woolen manufacturesを除き他の商品をIrelandより直接英植民地へexportすることを許す

(2) tobaccoを除き一切の商品を英植民地よりIrelandへ直接輸入することを許す

(3) Irelandの猶予をGreat Britainを除き他国へも自由に輸出することを許す

(4) Irelandのcotton yarnのGreat Britainへの輸入税を免ず

(5) sail-cloth ~~の輸入税を~~の免税輸入を許す（IrelandよりGreat Britainへの）。

遂に英国では各地よりあらゆる~~産業の~~請願書は、かねてよりFree Tradeの許容は英毛産業を破壊せしめるものとして反対の陳情を議会に提出し~~その陳情請願の~~ために Lord North は事案を実行するを得ず次の妥協案を提出した。

(1) Irelandよりは"enumerated" articleの植民地への自由輸出を認む。[但しwoolens, cottons, glass, hops, hats, coal & gunpowderは他日に許さず。又iron & iron waresはIrish Parliamentが一定の輸出税を課する場合に限り上の制限を認む。]

(2) Ireland は植民地よりの直接輸入を為すを得ず。

(3) Irish cotton yarn の Great Britain への輸入を認む。

&c. &c. (O'Brien. 18th C. P. 232–233).

この海協約は英、愛両国を満足せしめず。Ireland よりは Free Trade の訪問運動が引きつづき激しく行はれたが、併乍ら事窮まれば非常手段の~~[illegible]~~ ~~[illegible]~~ 問題を解決する。Ireland では全国的に英国品 non-importation league が成立し、1778年四月二十六日 Dublin に大集会を開きて英国品輸入商人の排斥を決議した。又 Volunteers の一部隊せよ 1779年十一月四日に Dublin の College Green で大示威運動をなし、その大旗には "Free Trade or a speedy Revolution", "A free trade or ——." 等の掲げられた。之等の "argument" は英国議会も亦 understand した。~~[illegible]~~ 1780年の一月に ~~Lord North は Parliament に対し、~~ Ireland は Foreign 及 Colonial trade の自由を許容せられた。併乍ら Ireland は尚 Colonial trade に関し完全の自由をよへられなかつた。即ち Ireland は植民地物産を Great Britain へ輸出するを許されたが、~~又 East India Company~~ 及つ ~~[illegible]~~ 比の貿易自由~~を許す~~ は英国議会の便宜に基きて許されたるものなるが故に、又~~[illegible]~~ 英国議会により 撤去せらるゝの危険あり。Ireland 議会が その~~貿易~~ 産業及貿易に関する自主的立法権を有する迄は Ireland の利益を完く擁護するを得ざるべし。この感情の高まり、~~英国の干渉的立法に~~ 英国の立法的干渉* を排斥するの運動が遂に進捗せられ、遂に 1782年に英国議会の Ireland に対する立法

* その一例。1780年に、Irish Parliament が refined sugar の輸入に protective duty を課したる法律案を英国の Privy Council が reject したり。Ireland の事例沢山。

*Irish Parliament 召集。議員選出。事ハ内政ニ English 政府の supremacy.

*Chart: P.53

corn export の比較。

1787–9 年の平均一年 520,000 barrels.

1797–9 〃 〃 675,000 〃

Ireland は 1787 年に England より corn 輸入国たることを止め、その後は逆に穀物国となりぬ。(England の工業化がその有力な原因なり)

政府

地位を決定せる George I. の法律を変じ] 1783年には Ireland における英国の立法的 supremacy を否定した。これは アメリカ植民地独立の影響であった。一世紀の久しきに亘る Penal Laws と Commercial Laws との圧迫の下に立ち苦しみし Ireland がこれらの法律の改廃を要求せられば これは不思議とすべきであった。而して流血を見ることなくして立法的独立を許されしは 英国がアメリカ独立戦争の教訓の経験豊なりしが故なり。

Irish Parliament は Grattan の指導の下に 時々著名となりて Ireland の再建に着手した。

Grattan's Parliament の事業

(1) Poynings' Act の廃止

(2) Penal Laws の廃止。

1781年 Catholics は土地に関するすべての権利を有するものとす

1781年 (商業の発達) 商業に関する制限を解く

1793 選挙権を与へうる。

(3) 産業の奨励。

○ 1784. Foster's Corn Law.* tillage の奨励。

輸出奨励金
輸出禁止
輸入税
Great Britain に対する特恵
(O'Brien. 18世C. P.118)

この結果 agricultural tenant の数も富も増加した。Newenham 氏の見積によれば この法律施行後 20年間に 150万 acres の耕地を増加した。(O'Brien. 18世C. P.119)。

○ 穀物輸出もはや行はれなくなった。又 Portugal 貿易が Ireland に対し開かれた。(Parliamentary agitation の結果)

○ 1791年 English beer の輸入を制限し、beer の Home industry を奨ぐ。

○ cotton industry の奨励。1782年に home sale に対し、1784年に export に対し bounty を与へ、数年後には cotton goods 輸入に対し high protective duty を課す。

Grattan's Parliament の強烈により
~~[illegible]~~ Ireland の商業は発達し、貿易は増加し、又財政的窮も改善せられた。
(1794年以後は戦争のため財政困難となり国債増加す)。

* 80,000 Lancashire manufacturers の signed Petition.
英議会に提出せる。

○ 1786. Great Britain 以外の地よりの glass 輸入を禁ず。
(glass industry の発達)。

○ 1791. Belfast における麻業の設立。

○ Provision ~~Industry~~ trade. — tillage 奨励しかるとその大部分は本期以前の開墾にあり。Pasture の減少大ならず、従って Provision Trade も衰へた。— live cattle 輸出の傾向強くなりしにより Parliament は Provision trade 保護のため live cattle 輸出税を課す。(これより税収多なりき。) 33 George III. c. 1. (O'Brien, 18th C. P. 288)

Smith.

○ Bank of Ireland の設立 (21 & 22 George III. c. 16)

1780年に Foreign & Colonial Trade は Ireland に開放せられたるも Great Britain との貿易 ("Channel Trade") は従前通りであった。即 Great Britain よりの輸入は軽率に課税せざるに及し、Great Britain への輸入は甚だ重く課せられて来た。Adam Smith の弟子なる Pitt は英国と Ireland との貿易入を同一条件の下に(関税若くは同一税率)開放すると共に帝国的国防費を Ireland に分担せしめんとの案をば ~~[illegible]~~ 強行 Order を以て 1785年に Irish House of Commons に提出せりしが、しかるに Ireland の求むる所は Free Trade にあらずして Protection にあり、英国における market の拡張にあらずして Ireland 内の工業の保護にあり。~~故に Pitt の案は英国及び Ireland 双方~~ ~~故に~~ Pitt の案は ~~[illegible]~~ ~~通過せざりき。~~ 英国製造業者*及 Ireland の愛国者双方の反対のため通過せざりき。

Ireland には アメリカ独立及 フランス革命に刺戟せられし自由独立

* 弱入会員の宣誓に曰く "we desire to forward "an identy of interests, a communion of rights, and a union amongst Irishmen of all religious persuasions, without which every reform in Parliament must be partial, not national, inadequate to the wants, delusive to the wishes, and insufficient for the freedom and happiness of the country." (Lawless. P. 346)

compare with Wolfe Tone's Rebellion

** "The Rebellion of 1798 ... was the direct and predicted consequence of his (Pitt) policy. Having suffered Lord Fitzwilliam to amuse the Irish people by the prospect of Emancipation, he blighted their hopes by recalling him, and thus produced the Rebellion." Lecky. (White. Irish Free State. P. 73-74)

*** White. "Irish Free State" P. 76-77

の気が張り切り、殊に Ulster の Presbyterians の間には ~~[illegible]~~ 発生的結束が生ず 1791年 Belfast に "Society of United Irishmen" なる ~~[illegible]~~ 秘密結社をつくり、Dublin の Roman Catholic Committee と連絡し、宗教の ~~[illegible]~~ を超越して統一的アイルランドの要求に基き Parliament の改革をはからんとせり。*

1793年に Catholics は選挙権をよへられしも被選挙権は未だ与へず。1795年 ~~[illegible]~~ に被選挙権を与へんとするの任務 ~~[illegible]~~ Grattan によって提出せられしが Pitt ~~は後任 Lord Fitzwilliam に任ずるの決心にて~~ 傍の妨害により、** ~~[illegible]~~ 改革せしめらる。これに対し Parliamentary action は信教を失へり、"United Irishmen" は秘密結社となり (1795年に禁止されたるなり) ~~for~~ 強力をもって ~~[illegible]~~ 共和政府の樹立を計るに至り、1798年の叛乱となりしも、彼等の恃みとせる仏国艦隊の来援風の為めに阻まれて目的を達せず、叛乱はその年八月に鎮定した。~~[illegible]~~ 而して Pitt は此機会に乗じその提案となれる Ireland 合併を実行せんと欲し 1799年の Irish Parliament に提案したるも Grattan 等の反対の為めに成功せざりき。しかしながら Pitt は金銭、地位等の効能をもって大規模なる買収を行ひ、*** 遂に 1800年 Act of Union を通過せしめたり。

Pitt の Union を実施せる目的は左の如きに帰かす。
一は英国 Ireland 間の貿易の自由を設定せんとするにあり、
二は ~~英国の費用を Ireland に転~~ 英国の租税負担を Ireland に転嫁せ ~~英国の費用を分担せ~~ んとするにあり。之に対して英国は貿易上及び英国の費用の負担上利益を得るのみならず、Ireland と自由貿易

commercial & financial clauses.

Union duties の性質。 financail unity の成立。

Ireland に対する考察。

英国の政策は: free trade & 政治的 ~~"Colonial" Policy とこれは~~ 結合 & Mercantilism と異なり過。

の物産を得べく、之が帝国の費用を負担するは立派者の義務なり。要するに英国とIrelandとは眞実の一"empire"となるべし。と Pitt は思ったのであらう。Adam Smith の言ふ事を彼は実施したるものに違いない。

Act of Union の貿易~~事項~~条項及政治~~事項~~条項の主要点はこれのみし。

以下別冊

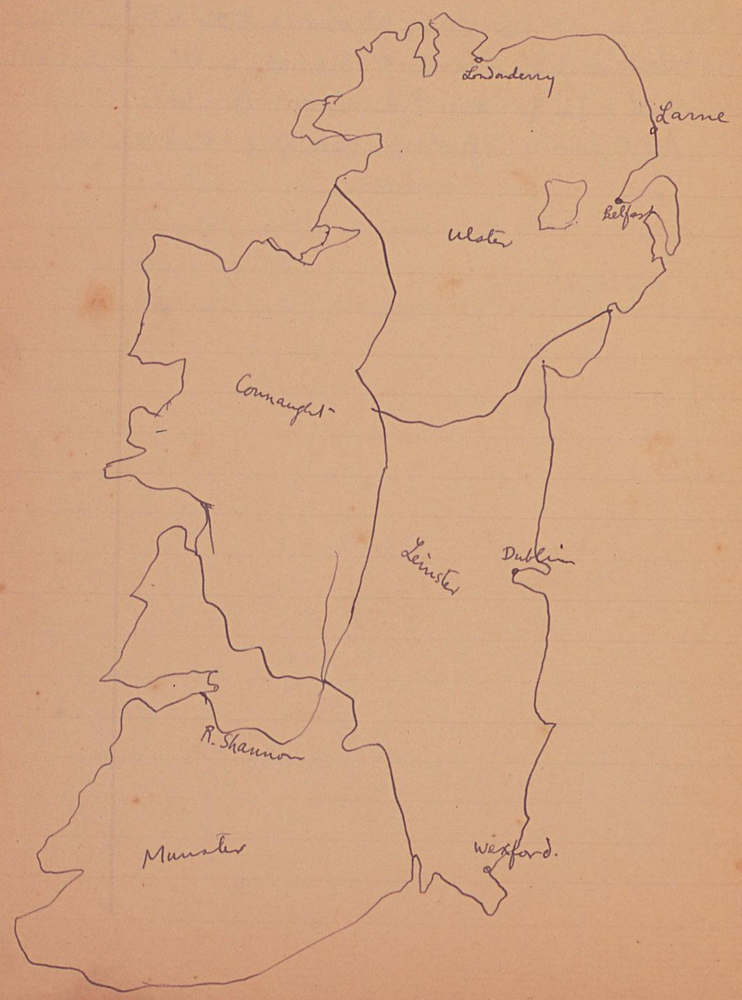

15
9
3)295
78
15
90
2
9)180

17
8
256
17
253

17
9
3)253
8

17
9
153

29
9
3)18
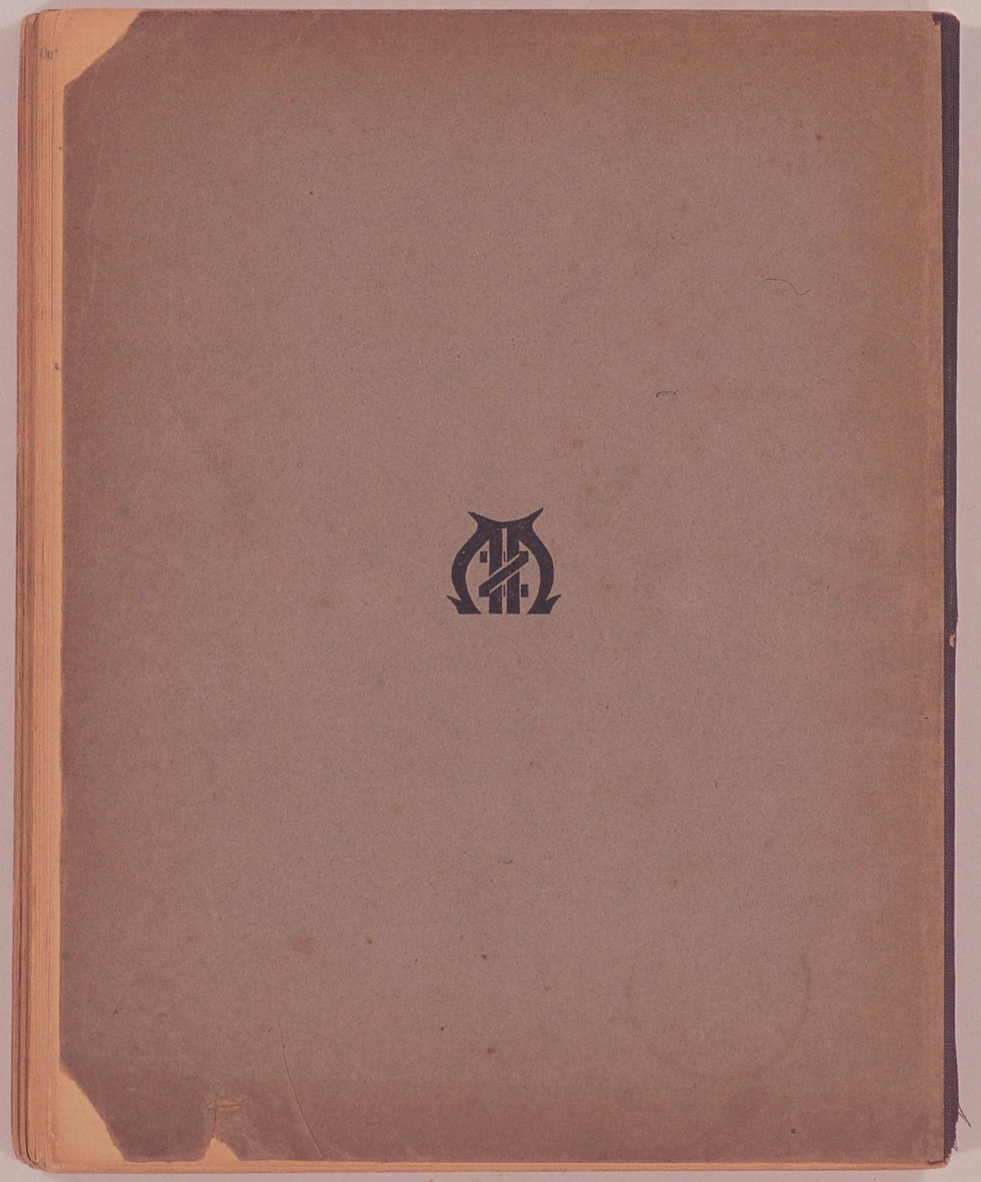
84
3)252
24